

「夢」よ育て
元気と笑顔が集う東白川

東白川村第四次総合計画 後期基本計画

計画期間 平成23年度～平成26年度

平成22年9月

東白川村

目次

はじめに

・基本構想の概要	1
・総合計画の運用・管理の見直し	2
・後期基本計画における重点課題	3
・人口対策の分類	4
・これからのむらづくりを推進するために	5

基本計画（後期）

第1章 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1節 産業活力(基本方針)	6
第1項 農業振興	7
第2項 農業基盤	8
第3項 林業振興	9
第4項 商工振興	10
第5項 観光産業	11

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1節 交通通信(基本方針)	12
第1項 国県道	13
第2項 村道	14
第3項 農林道	15
第4項 公共交通	16
第5項 地域情報化	17
第2節 生活環境(基本方針)	18
第1項 簡易水道	19
第2項 下水処理	20
第3項 廃棄物対策	21
第4項 環境保全	22
第5項 公営住宅	23
第6項 公園整備	24
第3節 安全確保(基本方針)	25
第1項 消防防災	26
第2項 防犯	27
第3項 治山治水	28
第4節 地域活性化(基本方針)	29
第1項 地域社会	30
第2項 定住促進	31
第3項 生活習慣	32
第4項 男女共同参画	33
第5項 第三セクター	34
第6項 NPO 法人	35
第7項 イベント支援	36

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉(基本方針)	37
第1項 社会福祉	38
第2項 子育て支援	39
第3項 保育園	40
第4項 母子・父子・寡婦福祉	42
第5項 障がい者福祉	43
第6項 生活保護	44
第7項 高齢者福祉	45
第8項 社会保障	46
第2節 保健医療(基本方針)	48
第1項 健康づくり	49
第2項 母子保健	51
第3項 医療確保	52

第4章 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

第1節 教育振興(基本方針)	53
第1項 学校教育	54
第2項 社会教育	56
第3項 文化・芸術	58
第4項 生涯スポーツ	59

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

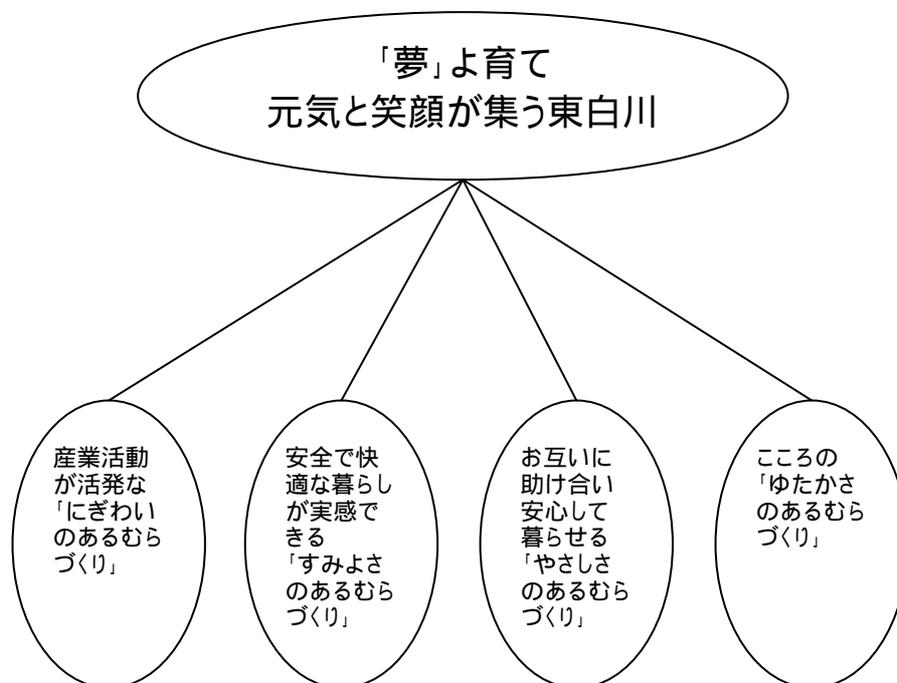
第1項 公有財産	60
第2項 徴税適正	61
第3項 行政改革	62
第4項 財政健全化	63
第5項 行政情報化	64
第6項 情報公開	65
第7項 広域行政推進	66
第8項 地籍調査	67

資料

・取り組み効果の数値確認表	68
・村民ニーズ調査結果	69

東白川村第四次総合計画基本構想の概要

基本コンセプト(方針・理念)



むらづくりの基本目標

計画期間

- ・基本構想 :平成18年度から平成26年度
- ・前期基本計画:平成18年度から平成22年度
- ・後期基本計画:平成23年度から平成26年度

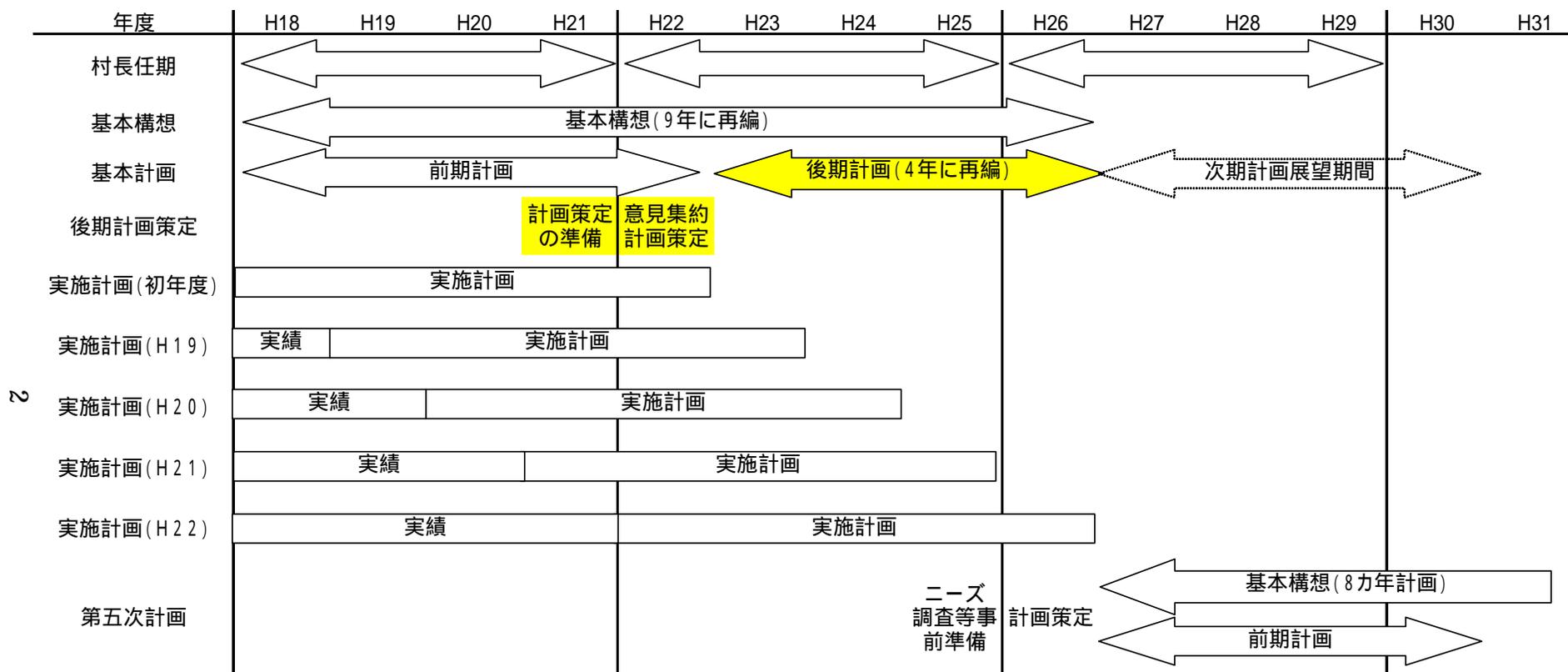
* より実効性の高い計画にする観点から計画年数を見直し、1年短縮しました。

目標人口

平成27年度の目標人口 3,000人

* 平成18年度当初から、人口は減少を続けていることを踏まえ、後期基本計画では、人口対策を重点課題とし、平成22年10月現在の人口を維持することと指針としました。

総合計画の運用・管理の見直し



- 1、より政策実行型の計画とするため、村長任期と連動させ、後期計画を1年前倒して終了させ、第5次計画は前期4年後期4年の計画期間として再編します。
- 2、実施計画は、常に5年間の計画を保有するシステムとします。毎年度、過年度分の実績を積みあげて、5年後1年度分を新たに追加します。

第四次総合計画後期基本計画における重点課題

後期4年間の重点課題は、「人口減少に歯止めをかける」戦略と位置づけ

転入を増やす

転出を減らす

出生を増やす

長寿を増やす

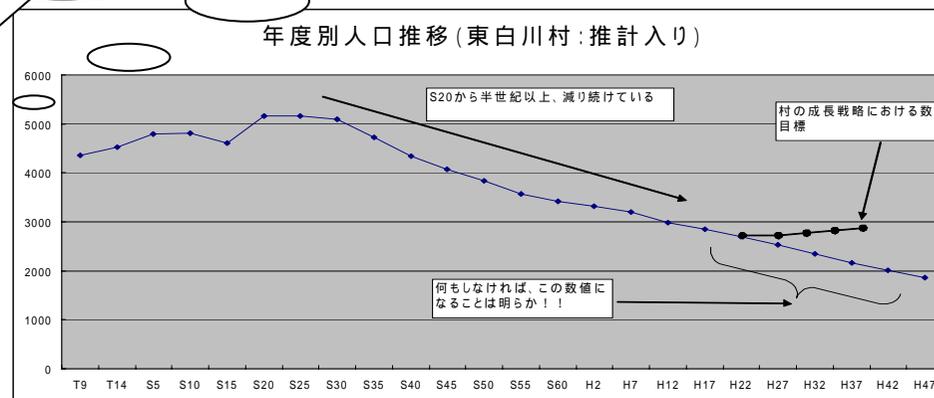
この数値目標は、目標年度以降も継続、増加するよう構造そのものを改善

3.5人/世帯
×4世帯

3

年平均の人口動態数値と構造改善数値目標

S30年代		H10年代後半		目標(H26)		
区分	人数	区分	人数	区分	人数	改善率
社会動態	75	転入	70	転入	84	20%
出生	85	転出	90	転出	72	20%
死亡	50	出生	20	出生	24	20%
合計	40	死亡	40	死亡	35	7%
		合計	40	合計	1	



人口対策の分類

番号	項目名	備考
	転入増加戦略(Uターン)	出産年齢世代含む
	転入増加戦略(Iターン)	出産年齢世代含む
	転出抑制戦略	
	出生増加戦略	1人当たりの出生数が対象
	長寿増加戦略	

これからのむらづくりを推進するために

基本方針

「行政主導のむらづくり」から、「官民協働のむらづくり」への転換

基本方針に至った背景

過去において、本村のむらづくりの形態は、大別すると、「行政主導のむらづくり」であったと言えます。

「行政主導のむらづくり」は、即効性の面では優れており高度経済成長時代では、効果があり、道路改良や簡易水道などの生活関連インフラや農林業等の産業関連施設の整備にそれなりの成果も挙げてきていることでもあります。

しかし、時代は、国際化・高度情報化・少子高齢化、地球環境問題の対応などへ変化しています。

こういった時代では、自ら住む地域の資源を再確認し、村民と行政が協働して、村民一人ひとりが明るい未来を確信し、豊かな暮らしが実感できる持続可能なむらづくりを進めることが重要です。

第1章 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1節 産業活力

基本方針

農業は、各生産組合等の活動育成と農業基盤の整備、維持修繕、農業の受委託促進、販売体制の確立及び後継者の育成を図ります。

林業は、森林組合を中心として林業後継者の育成を図り、基盤整備・間伐を促進し、FSC森林認証等により木材に付加価値を付け、フォレストスタイル等による木造建築の増加を図り、林業を活性化します。

商工・観光は木材関連産業等の振興を図り、商店の近代化や村内消費振興を促進し、魅力ある自然を生かした観光を図ります。

基本方針に至った背景

農業は、荒茶価格の低迷やトマト農家の減少、農家の高齢化、後継者不足、ほ場施設等の老朽化などがあいまって生産意欲が失われつつあるが、意欲ある高齢者等は野菜づくりに励み販売施設の整備により活性化を望んでいます。

林業は、木材価格の低迷等により、林家の高齢化、後継者不足により森林の手入れも行き届かず、公益的機能維持の面から阻害要因となっています。

商業は村内のみを商圈として成り立っていたが、道路状況の改善整備や近隣の大型量販店などへの買い物が増加しています。

工業は木材関連産業や自動車部品製造等があるが、景気の低迷による影響が続いています。

観光は特別な観光施設はないが、清流白川等の自然を生かして癒しの場を提供しています。

基本計画（後期）

第1章 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1節 産業活力

第1項 農業振興

施策の目標

各生産組合の活動育成と農業生産基盤の整備、販売体制の確立及び農業後継者の育成を図ります。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

本村の農業は、中山間の自然的条件を活かして、畜産、緑茶、水稻、園芸作物などの生産が行われています。

しかし、近年の農業をとりまく環境は、産地間競争の激化、気象バランスの異常な変化、農業従事者の高齢化と担い手不足などに加えて、食の安全問題、口蹄疫問題等、非常に厳しい局面を迎えています。

水田は、(有)新世紀工房等が農作業の委託を受けて耕作がされている農家が大半を占め、なくてはならない組織となっています。

茶は、荒茶価格の低迷により生産意欲が失われつつあるが、各茶生産組合の後継者達が農地を借りて生産を続けている。しかし、茶樹や防霜施設の老朽化や乗用茶園への転換等が望まれています。

トマト農家は平成10年頃には30戸、4.3ha程あったが、現在は15戸、2haと減少しているので、意欲ある農家の面積拡大と、新規就農者対策が必要となっています。

野菜販売は道の駅、白川茶屋、ふるさと企画等の店舗で販売しているが、特に、道の駅での販売施設整備が望まれています。

その対策

新規就農者への研修受入や就農時の支援と、トマト農家や茶農家等の意欲ある農家の面積拡大等への支援を行い活力ある農業へとします。

農業を持続するための将来に向けた農業生産団体との協議及び検討会の実施。

野菜の販売施設等の整備により、販売戦略と農家の所得向上を図ります。

(有)新世紀工房等により農業の受委託を行い農地の荒廃防止を図ります。

主要事業

*ハード事業

- ・茶園の茶の改植や、凍霜害対策に対する支援。
- ・茶組合の施設整備、茶園管理機械及び防霜施設の整備や茶商会活動の支援。
- ・トマトの面積拡大等への支援/トマト選果場改修支援。
- ・畜産有機プラントの施設整備支援。
- ・農産物販売施設の整備/白川茶屋・野菜村等の販売施設の機能充実整備。
- ・村単による小規模茶園整備/国庫による大規模茶園整備。

*ソフト事業

- ・新規就農者への支援。
- ・中山間地域直接支払交付金の活用。
- ・耕作放棄地対策支援。

想定される特定財源

- ・中山間地域直接支払交付金
- ・強い農業づくり事業補助金

第1章 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1節 産業活力

第2項 農業基盤

施策の目標

高齢化や後継者不足に対応するためにも、農業基盤の整備や維持修繕を行い農業の近代化を図ります。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

昭和35年の新農村建設事業による集団茶園造成に始まり、昭和41年の農業構造改善農業、昭和52年の第2次農業構造改善事業により、茶園造成・農道開設を行い、平成9年に農業生産体制強化総合推進対策事業により神土・越原・黒淵の茶工場を合併し現在の村内2工場となっています。

昭和60年からの農村地域農業構造改善事業により、トマト選果場、ライスセンター、集会施設等を整備。

山村振興事業は昭和44年からの第1期から昭和49年の第2期、昭和55年からの第3期、平成15年の新山村等により、農道整備、ほ場整備、集会施設や山村広場を整備してきました。

昭和57年からの県営畑地帯総合土地改良事業では水田・畑の整備を全村的に行いました。

農道、排水路等の老朽化が出てきて、修繕が急務となっています。

その対策

- ・農道・排水路の修繕やほ場の修繕等の維持管理
- ・トマト選果施設の更新。
- ・茶工場の機械更新。
- ・有機プラントの機械更新。
- ・茶園の茶樹更新や機械化対応茶園への移行。

主要事業

*ハード事業

- ・農道・排水路の修繕やほ場の修繕等の維持管理
- ・トマト選果施設の更新
- ・茶工場の機械更新
- ・有機プラントの機械更新
- ・茶園の茶樹更新や機械化対応茶園への移行
- ・村単事業による小規模茶園整備
- ・国庫事業による大規模茶園整備

*ソフト事業

想定される特定財源

- ・強い農業づくり事業補助金

第1章 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1節 産業活力

第3項 林業振興

施策の目標

森林組合を中心に基盤整備・間伐の促進、FSC森林認証等による木材への付加価値などの森林整備に加え、林業後継者の育成やフォレストスタイル事業などによる木造建築の増加を図り、基幹産業である林業を活性化します。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

本村の森林は村の面積の90%を占め、その総面積は7,861ha、人工林率は72.6%に達しています。

人工林を樹種別に見ると桧の植林地がおよそ87%で、東濃桧の主産地となっています。

近年の異常渇水の連続などに端を発し、水源のかん養、災害防止、人間生活のリフレッシュ空間など、森林のもつ公益的機能が、自然環境保全という視点から見直されています。

また、中津川市に建設中の合板工場が原木供給のために森林皆伐等を行わないか動向に注目されるが、間伐材の有効利用、また、新たな職場の誕生としての期待もあります。

一方、この森林を育て、守ることの努力の営みは、そのほとんどが森林所有者である林家に委ねられておりますが、木材価格の低迷による林業従事者の減少、それに伴う従事者の高齢化などから必要な施策が行き届かず、生産性や公益的機能維持の阻害要因となっています。

その対策

- ・村の山林全てのFSC森林認証化を図ります。
- ・フォレストスタイル事業を軌道に乗せ、木造住宅の受注増加を図ります。
- ・東京都港区「みなと森と水ネットワーク会議」への参画。
- ・木材海外輸出の研究。
- ・森林組合、製材組合等と連携をとり、木材販売の拡大を図ります。
- ・林道・作業道の整備や組合の施設整備により、作業の効率化等を図ります。

主要事業

*ハード事業

- ・森林組合、製材組合、プレカット組合の施設整備
- ・基幹林道、基幹作業道等の整備

*ソフト事業

- ・利用間伐の推進
- ・森林整備地域活動支援交付金事業
- ・FSC森林認証の推進

想定される特定財源

- ・森林整備地域活動支援交付金
- ・豊かな森づくり指定寄附金
- ・造林補助金
- ・路網整備地域活性化補助金
- ・林業構造改善事業補助金

第1章 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1節 産業活力

第4項 商工振興

施策の目標

村民が不便無く買い物ができる環境づくりと、地域振興券による村内消費振興、木材関連産業の活性化による波及効果を図ります。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

本村の商業は、もともとほとんど村内のみを商圈として成り立ってきましたが、村からの消費の流出と地域間競争は、道路状況の改善整備の進展と消費者の生活様式の多様化、コンビニエンスストアの台頭、大型量販店の近隣市町への出店などによって激化しています。

村の中心地に商業者による協同店舗が開店し、活性化を図ったが思うように運営が行かなかった。

平成21年度からは、消費の流出を少しでも抑えようとして、商業者による村内共通商品券を発行しています。

村の製造業は建具、神棚など木材関連と、隣接する都市の中小企業の下請けとしての繊維関係、電気部品製造などの労働集約型の軽工業が地場産業として構成されています。

また、建設業は土木建設の分野では道路改良等の公共事業が減少するに伴い、各企業の業績が停滞しており、苦しい状態が続いています。

木材関連産業の集約ともいべき木造建築産業は、その裾野も広く、本村の代表的な地場産業です。そして現在は、総務省の補助事業を活用し、Webサイト「フォレストスタイル」を立ち上げ建築受注拡大を図り始めました。

その対策

- ・フォレストスタイル事業については、民営化を視野に入れて木造住宅の受注増加による村内活性化。
- ・地域商品券による村内消費の維持。
- ・小売店舗の確保。
- ・木材関連事業などへの支援。
- ・クレジットカード等の普及促進による消費拡大。

主要事業

*ハード事業

・

*ソフト事業

- ・つちのこ商品券の発行支援
- ・フォレストスタイル事業の促進。

想定される特定財源

・

第1章 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1節 産業活力

第5項 観光産業

施策の目標

特別な観光地を持たない当村にあっては、県内でたった2箇所しかない「村」という特色を生かし、もてなしの心でお客様に癒しを提供して行きます。

村そのものが観光地であり、比較的安心して立ち入れる山林と、安全でかつ清流を誇る白川、人情味あふれる村民性を三本柱として活用します。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

本村の観光資源は白川と里山に代表される豊かな自然です。この自然を生かした各種施設を拠点として年間10万人程度訪れている現況です。

今後の本村の産業構造に欠くことのできない視点として、東海環状自動車道や濃飛横断自動車道など高規格道路網の整備による中京地域や首都圏からのアクセスの飛躍的な改善が期待できると共に、学校による長期宿泊体験学習も期待出来ます。

その対策

- ・自然環境の整備と道路の整備による観光客の増加。
- ・道の駅の活用による活性化。
- ・小学校の長期宿泊体験学習の受入。
- ・旅館業、キャンプ場、こもれびの里の活性化による観光客の増加。
- ・イベント開催による集客。
- ・清流白川の環境整備

主要事業

*ハード事業

・

*ソフト事業

- ・東白川村長期宿泊体験協議会の充実
- ・景観保全事業の推進

想定される特定財源

・

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1節 交通通信

基本方針

基幹となる国道256号の未改良区間の整備促進及び主要地方道下呂白川線・恵那蛭川東白川線、一般県道越原付知線の改修・修繕の促進を図ります。

村道・農道・林道等は村の活性化と発展のため、計画的な維持管理等に努めます。

また、濃飛バス等住民の身近な交通手段の確保に努めます。

村内外への情報提供等に現在の東白川CATVの効果的な活用と適正な管理・運営に努めます。

基本方針に至った背景

- ・国道256号は神土地内で未改良区間があり、通行に不便をされていて、主要地方道下呂白川線は歩道の整備や路側の改良が遅れています。
- ・主要地方道恵那蛭川東白川線、一般県道越原付知線についても未改良部分が多くあり早期改良が望まれています。
- ・村道は橋梁長寿命化と安全施設の整備・路面の修繕等が望まれています。
- ・農道・林道は、美濃東部農道や基幹林道の加茂東線・尾城山線の早期完成が望まれています。

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1節 交通通信

第1項 国県道

施策の目標

社会生活・経済・文化の根幹である道路事業の推進は重要性が高く、今後とも村の活性化と発展のために道路整備の推進を図ります。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

鉄道の無い本村にとって、道路の改良整備は重要課題であります。

国道・県道は、東西に走る国道256号、(主)下呂・白川線と(主)恵那蛭川東白川線、(一)越原付知線で構築されており、国道256号の一部(白川沿いの部分)と(主)下呂白川線は全線二車線化が完了した。そうした道路行政の推進は、通行車両の増大を招き流入人口の増大が期待される。しかし、通行車両の増大は、道路路面の傷みが激しく、所によっては降雨時に水溜りを形成し通行車両、歩行者への跳水が問題となっています。

国道256号は、神土平地内から白川町上佐見間において未改良部分が多く、通行車両同士のすれ違いができない、歩行者との分離がなく通学する学生の横を通行車両がすりぬけるといふ事態が見受けられます。

(主)下呂・白川線においては、全線二車線化が完了したというものの、歩道の整備や、路側の改良が遅れており、大型貨物等の通行車両が増大した現状を見ても、歩道整備の推進は強く望まれています。

(主)恵那蛭川東白川線と(一)越原付知線についても通行車両のすれ違いが行えない部分があり、国道256号の重要な迂回路という機能を有することを考えると早期改良が望まれています。

その対策

・国道、県道の改良、整備は県への要望を行うこととなりますが、通行する村民の利便性が図られること、通行する村民に害を及ぼさないことを最優先に県への積極的な要望を繰り返し行います。

・拡幅改良の推進として、必要とされる用地等の交渉については積極的に携わることとし、住民の希望を聞きながら事業の推進を行います。

・国道256号整備検討委員会を開催し事業推進を行います。

主要事業

* ハード事業

(既設道路の整備推進)

・白川街道(国道256号、(主)下呂白川線)の路面修繕事業の推進

・国道256号:神土(平)～桜峠までの調査、改良事業の推進

・(主)下呂白川線:神土平～五加大沢地内の危険個所の修繕事業の促進

・(主)恵那蛭川東白川線:神土(長瀬)～大多尾峠の調査、改良事業の推進

・(主)越原付知線:越原(陰地)～付知境 現道補修の促進及び1.5車線化

(新しい道路の整備促進)

・濃飛横断自動車道(高規格幹線自動車道):八幡-下呂-加子母(東白川村)-中津川市

想定される特定財源

・社会資本整備総合交付金

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1節 交通通信

第2項 村道

施策の目標

国県道が社会生活の根幹であれば、村道は枝葉といえる。各戸の軒先まで続く村道は村民の生命線とも考えられるためより一層の道路整備を促進します。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

- ・昭和50年代後半から全村的に行われた、県営畑地帯総合整備事業、団体営農村総合整備モデル事業、県営中山間地域総合整備事業等により村内の村道のほとんどの路線が拡幅改良を行われ、1.5車線化が終了している。しかしながら、数路線は未改良の部分があり住民からの要望も多く今後の課題となっている。また、小・中学校へ続く路線には、歩道が未整備の状態であり保護者からの要望は強く行われています。
- ・平成4年度から始まった東白川村簡易水道事業のほとんどは、整備が済んだ路線を掘り起こすこととなり、アスファルト舗装による復旧がなされてはいるが、既設路面との段差が生じている。今後は、こうした路面の修繕、安全施設の整備、街路灯の整備など付属施設の整備も重要視されています。
- ・白川、小河川に架かる橋梁は、大小を含め110橋を数える。そのほとんどが、架設から20年以上の橋梁であり点検、修繕を進める必要がある。そのうち、橋長15m以上で自動車通行可能橋梁は29橋あり国が行う橋梁長寿命化修繕計画策定事業により点検、修繕計画の策定を進めている段階であり、今後修繕が必要なものについて修繕事業を推進する必要があります。

その対策

- ・未整備の路線については、地域との検討を進め全面改良、部分的な改良等必要な改修を進めます。
- ・歩道の設置については、地権者の協力、地域の要望等十分な話し合いを行い最善の方法で設置を検討します。
- ・部分的な改修、安全施設、街路灯等の整備については、住民の意見を十分に考慮し必要な箇所から修繕、整備を行います。
- ・橋梁については、う回路がない生活道路に架かるものも多く、必要に応じ修繕を行います。橋長15m以上で自動車通行可能橋梁については、点検等の健全度の判定により順次修繕を行います。

主要事業

*ハード事業

(未整備村道の改良)

- ・久須見本線、大開線、大口北線、前山線、杉林線について改良事業の促進
- ・笹屋線、外山下線、神土角領線の歩道等の通学路整備の推進

(通学道路の時間規制の検討)

- ・村道路面修繕、安全施設の整備、街路灯の整備の事業推進
- ・主要橋梁の塗装、修繕事業の推進

*ソフト事業

想定される特定財源

- ・社会資本整備総合交付金

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1節 交通通信

第3項 農林道

施策の目標

農林業の要となる道路施策については、産業振興の面からも必要不可欠な整備事業であり、地域の要望を踏まえながら整備促進を図ります。

人口対策の分類

転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

- ・農道は、昭和50年代後半から行われた県営畑地帯総合整備事業により整備された路線であり、ほとんどが未舗装である。敷き砂利等の整備は行われたものの施工から年月が経つことから、路面の修繕が必要な路線も出てきているが、その対応は地域(中山間地域直接支払交付金、農地・水・環境保全向上対策交付金、協定集落)が中心となって行われています。しかし、土地改良区、村が、主体となって整備、修繕を行う部分もあり地域と連携を取り事業推進を行います。
- ・林道は、昭和から平成にかけて行われた林業地域総合整備事業・県単事業により整備を行っており、主要な路線はおおむね整備されました。現在は、森林整備地域活動支援交付金による管理歩道の整備、森林整備事業による作業路の整備が行われ主要な林道から延びる支線の整備へと移りつつあります。

その対策

- ・農道整備は、県単土地改良事業により農道舗装、農道修繕を推進し、進み来る荒廃農地の対策の一つとして事業推進を行います。また、現在整備中の美濃東部区域農用地総合整備事業による「美濃東部農道」は平成24年度の完了に向け事業推進を行います。
- ・林道整備については、林道密度9.5m/haまで整備されており、山林整備に必要な路線は管理歩道、作業路の整備を進める。また、現在整備中の県営基幹林道「加茂東線」「尾城山線」は早期の完成を目指し事業要望を推進します。

主要事業

- *ハード事業
 - (農道の整備路線)
 - ・美濃東部農道の早期完成
 - ・県単土地改良事業の推進(高畑線)
 - (林道の整備路線)
 - ・県営基幹林道(加茂東線、尾城山線)
- *ソフト事業

想定される特定財源

- ・県補助金(県単土地改良事業)

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1節 交通通信

第4項 公共交通

施策の目標

自主運行バスと、スクールバス及び外出支援バスの連携を図りつつ、利用者増を狙います。
また、村所有のマイクロバスの有効活用を図ります。
公共交通機関の利便性を高めるため、鉄道交通との連携を図り高校通学への交通手段の確保を関係機関に要望していきます。
いつでも気軽に利用出来るデマンドバスの検討が必要となっています。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

本村の交通手段は、地域の中心を運行する自主運行バス、スクールバス及び高齢者外出支援バスがあり、自主運行バスについては、主に美濃加茂市・可児市へ通う生徒、JR利用者及び東白川診療所への通院手段となっています。

しかしながら、自主運行バスについては、スクールバス、外出支援バスと50%以上が路線競合しており、既存の資源を有効に活用しているといえないため、幹線としての役割と、支線としての役割を明確にする必要があります。

自主運行バス(廃止路線代替バス)として、濃飛乗合自動車(株)の経営努力と県の補助金に支えられ運行していますが、乗降客は年々減少傾向にあります。

また、白川高校の廃校により通学児童の利用者減少に更なる拍車をかけています。

その対策

鉄道・自主運行バスの既存資源を活かし、それらを効率的・有機的に連携させた公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。

乗降客の減少は、補助金の増加という反比例な状況を生みだし、このことにより本村の財政を圧迫しているため、自主運行バスの廃止もやむを得ない状況です。今後、本村と白川町及び濃飛乗合自動車(株)との三者の協議が必要です。

また、県へ最低1/3の補助金確保を要望していく必要があります。

主要事業

- * ハード事業
 - ・デマンドバスの運行
- * ソフト事業
 - ・住民の意識調査
 - ・乗降調査
 - ・交通体系再構築調査事業

想定される特定財源

- ・県補助金

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1節 交通通信

第5項 地域情報化

施策の目標

本村は、CATVの敷設により地上波デジタル放送、BSデジタル放送、インターネット環境が整備され、全国平均並みの情報通信環境が整ったといえます。後期計画では、特にインターネットを使つての村内の農業振興や農産物販売に繋げるコンテンツの充実と相互配信により、産業振興を行い、村民所得の向上と雇用の創出、また都市部からの起業者等Uターン者呼び込み人口増加を推進します。

人口対策の分類

転入増加戦略（Uターン） 転入増加戦略（Iターン） 転出抑制戦略

現況と問題点

- ・村内全域にCATV網が整備され、パソコンを使った新規産業の起業ができる環境が整っています。
- ・CATV設置時に作られたネット野菜市場やネット稲作台帳などのコンテンツをリニューアルする必要があります。また、これらを利用した小規模生産農家が生産する農産物の販売先の確保と流通方法を確立する必要があります。
- ・設備改修や機器更新を計画に盛り込む必要があります。但し、携帯型情報ツールの普及など通信技術は日進月歩で進化しており、FTTH化を含めた村における情報通信のあり方を検討し、設備の更新や新規設備導入について早急な検証が必要となっています。
- ・広報誌復活の要望も一部あることに対応した、情報伝達の方法を検討する必要があります。
- ・岐阜県が設置した「情報スーパーハイウェイ」が、平成24年度末をもって廃止されます。

その対策

- ・今後の情報通信に関する方向性を費用対効果、事業の見直しなどを含め検討を行い、それに基づく事業内容の転換や設備更新を進めます。
- ・現在あるコンテンツを利用し、各種団体、3セク、関係課との連携により流通方法や販売先を確保することにより、産業の振興と所得増を図ります。
- ・村民協働による、コミュニティー誌の発行を検討します。

主要事業

- *ハード事業
 - ・光ケーブル化（FTTH）に伴う、センター設備改修事業
 - ・光ケーブル（FTTH）改修事業
 - ・情報スーパーハイウェイに代わる通信方法の検討
- *ソフト事業
 - ・東白川村情報通信計画の策定
 - ・農業関係コンテンツのリニューアルと運営方法の確立
 - ・コミュニティー誌発行委員会の設置

想定される特定財源

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2節 生活環境

基本方針

簡易水道については、耐用年数経過にともなう計画的設備更新を基本に適正な維持管理を実施して安全な水道水を安定供給します。

下水処理は、単独浄化槽から合併浄化槽への切替えの推進及び集合型合併浄化槽の維持管理体制の充実により衛生的で快適な生活環境の保全を図ります。

廃棄物対策及び環境保全については、ゴミの減量化とリサイクルによる循環型社会の構築に努め、不法投棄の監視強化・太陽光発電の助成によるCO₂削減等環境にやさしい施策を実施します。

公営住宅は、子育て世代のIUターン者を対象にした定住促進施策の一環として、住宅の建設を実施します。また、公園については、地域の安らぎの場合を提供するとともに、都市との交流による地域活性化のため、駐車場等の整備を実施します。

基本方針に至った背景

簡易水道施設は、平成7年度から供給開始以来16年目を迎え、基本的な維持管理に加えて耐用年数を超えた施設の計画的更新が急務となっています。このため、設備更新及び維持管理計画の策定とそれに基づいた管理の実施が必要です。

下水処理は、合併浄化槽の普及率が75%となってきましたが、残り約10%が単独浄化槽であるため、生活排水による環境汚染が進んでいます。また、集合型合併浄化槽の加入者の減少等によって浄化槽組合の運営に支障がみられる等、人口減少による影響が出始めています。

廃棄物・環境保全については、ゴミの減量化やリサイクルによる循環型社会への移行が進んできましたが、中には家庭ゴミの不適正処理や野焼き等も見られるため、ダイオキシン及びCO₂等削減対策も必要と思われます。

本村の人口は、社会並びに自然動態とも1～2%の減少で推移しており、このままでは、10年後には2,000人を割るような状況になってまいります。このため、社会動態における転出抑制及び転入増加が必須課題となっています。特に若年の子育て世代の増加は、地域社会の活性化や経済活動にとって非常に大きな効果が期待できます。こうした機会を逸失することなくIUターン等の若年世代の受け皿である住宅や公園等を整備することが、必要と思われます。

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2節 生活環境

第1項 簡易水道

施策の目標

東白川村簡易水道は各集落が点在する中山間地において生活上必要不可欠の施設であり安全・安心な水道水を安定的に提供することを目的とし、計画的に施設整備を行うことにより、水道事業運営の健全化を目指します。

人口対策の分類

転入増加戦略（Uターン） 転入増加戦略（Iターン）

現況と問題点

- ・本村の東白川村簡易水道事業計画は平成4年から15年までに全村水道化されて普及率も21年度末現在で96%になっています。村全体の水道加入戸数966戸の内、基本料金10m3以下の使用戸数が420戸(43%)で、水道普及前の自己水源(山水・井戸等)から切替がすんでいないものと予想されます。これらのことから水道会計上、料金収入が伸び悩んでおり事業運営に支障をきたしています。
- ・水道施設の老朽化に伴い、突発的な機器の故障によって、必要最低限の機器の更新・復旧を行うことで当初予定していた維持管理が出来なくなり、施設整備計画の見直しを余儀なくされています。
- ・平成17年に水道管配水事業が終了したのに伴い、新規に水道へ加入した場合、高額な加入負担金や本管からの水道引込工事費用が高くなっている。このことから新に住宅を建設することが少なくなっています。

その対策

- ・水道の宅内切替を推進します。
- ・水道機器の更新計画を作成し、随時更新を計画的に行います。
- ・新規水道加入者の負担軽減を定住促進条例にて対応できるよう検討を行います。

主要事業

*ハード事業

- ・水道設備機器の随時更新
- ・大明神浄水場内に高度濁度計の設置対策

*ソフト事業

- ・宅内配管接続切替の啓蒙活動
- ・簡易水道施設維持管理計画書及び台帳の策定
- ・I.Uターン者が水道加入における定住促進条例による優遇策

想定される特定財源

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2節 生活環境

第2項 下水処理

施策の目標

村民の生活水準の高度化にこたえるため衛生的で快適な生活環境の確保と保全を図り、合併浄化槽の整備促進及び、単独浄化槽から合併浄化槽への切替を推進します。村内4箇所で運用している集合型合併浄化槽の維持管理体制の充実を図ります。

人口対策の分類

転入増加戦略（Uターン） 転入増加戦略（Iターン）

現況と問題点

- ・本村の合併浄化槽は年々普及し、75%の世帯については合併浄化槽により、し尿と合わせて生活雑排水も処理されています。残り25%の世帯は単独浄化槽と汲取です。単独浄化槽及び汲取については、生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっています。単独浄化槽を設置している家庭ではすでに水洗化され、利便性を得ているので合併浄化槽への移行は難しく、切り替え推進の課題となっています。未普及世帯は高齢者世帯が多く資金面でも難しい状態です。また、Iターン、Uターン者が新居を構える場合、新築や増改築で建物工事にかかる費用のうち、下水(浄化槽)工事費用も負担が大きいといえます。
- ・集合型合併浄化槽では、組合員の高齢化や使用人口の減少に伴い浄化槽使用料の個人負担の増加や、組合の運営等、維持管理に不安が生じています。
- ・集合型合併浄化槽の設備は、毎年保守点検により消耗部品の交換を行っていますが、制御盤等電気設備については耐用年数を迎える施設から順次更新が必要です。

その対策

- ・合併処理浄化槽の未普及世帯に対してアンケート調査や、生活雑排水が及ぼす河川への影響等を啓蒙し、合併処理浄化槽を推進します。
- ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをより推進するため、切替奨励補助金を増額（現在9万円）し、生活の快適化と水質浄化に努めます。
- ・Iターン、Uターン者が合併処理浄化槽を設置する場合、定住促進条例により優遇措置を推進します。
- ・集合型合併浄化槽の組合員の高齢化や使用人口減少に伴う問題については、組合と村の事務区分を見直し運営を支えています。
- ・集合型合併浄化槽に新規加入する場合、定住促進条例によりIターン、Uターン者への優遇措置を推進します。
- ・集合型合併浄化槽機器更新計画を策定します。

主要事業

- *ハード事業
 - ・
- *ソフト事業
 - ・浄化槽設置補助事業
 - ・合併浄化槽への切替補助

想定される特定財源

・

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2節 生活環境

第3項 廃棄物対策

施策の目標

地球を構成する一員として、木曾川水系上流部に位置する自治体と住民の責任と役割をテーマとして、村全体の環境保全に努め、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の形成のため、資源循環型社会の定着を図ります。

また、CO₂(二酸化炭素)排出の抑制等に取り組み、村段階で地球環境温暖化対策を推進し快適な生活環境の保全を行います。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

本村のごみ処理状況は、ここ数年廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ)の排出量は減少傾向にあり、主な理由として、小・中学校連合PTAで年3回実施される資源回収により、リサイクルされていることや、家庭用生ゴミ処理機の普及もごみの減少を促進している理由のひとつと思われる、1日1人当たりのごみ焼却量では県下で一番少ない値となっています。しかし、実際には家庭ごみの自家焼却によるところがあり、その焼却炉が基準(廃棄物の焼却基準)に沿っているか疑問であり環境への影響について課題となっています。

また、国道の交通量増加により、道路沿いの不法投棄が目立ちます。人目につかない道路沿いを狙って不法投棄され、現状では有効な防止策が無いことが課題となっています。

その対策

- ・家庭ごみの適正処理について、基準に適合した焼却炉によるごみ処理の推進を図ります。
- ・村内に随時拠点回収場所を設置し、いつでも資源ごみを持ち寄れる環境を整備し再資源化をより進めごみの減量化を図ります。
- ・太陽光発電の助成制度を引き続き推進し、CO₂削減を図る。
- ・不法投棄の監視を強化し防止に努めます。

主要事業

*ハード事業

・

*ソフト事業

- ・家庭ごみの適合基準焼却炉の設置補助制度の施行。
- ・太陽光発電の助成制度

想定される特定財源

・

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2節 生活環境

第4項 環境保全

施策の目標

自然や大気、水・土壌、エネルギーやごみ、健康・有害物質等のそれぞれにバランスがとれた環境の公益的機能の維持保全を図ります。

人口対策の分類

転入増加戦略（Uターン） 転入増加戦略（Iターン）

現況と問題点

森林の管理不足による一部荒廃や生物の減少、生活雑排水・農薬等による水質の悪化、土壌の流出、不法投棄等が課題となっています。

その対策

村の9割を占める森林の計画的な管理と水質の保全管理を推進し環境対策の基礎を固めます。

- ・森林の管理保全
- ・生活雑排水の水質改善
- ・農薬等有害物質の流出防止

主要事業

*ハード事業

.

*ソフト事業

- ・間伐の推進
- ・合併浄化槽の普及推進
- ・営農管理の指導強化

想定される特定財源

.

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2節 生活環境

第5項 公営住宅

施策の目標

若者等の流出を食止め、定住促進と高齢化社会に対応し住宅環境づくりのため、低所得者とI・Uターン者用の公共賃貸住宅の供給確保と、安心して安全な賃貸住宅を供給する観点から耐震基準をクリアしていない古い公共賃貸住宅の取壊しを推進することを目標にします。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

現在、本村の総住宅戸数は、998戸で、このうち、空屋住宅は、139戸・公営住宅等借家は、51戸で、持ち家率は、81%です。

また、就労先が少ないことや核家族化のため若者が他市町村に流出し、年寄りだけの高齢化も年々増加しているのが現状です。

このため、若者が通勤圏内の近隣市町村へ就業し、村内から通勤しやすい環境を提供することが、今後の課題であり、問題点です。

その対策

- ・核家族化(親との別居)の進行に対応するため、低所得者向けの賃貸住宅を建設し提供する事業を推進します。
- ・IターンUターン者用定住促進住宅を五加木曾渡地内に、さらに2棟建設します。
- ・若者の流出を防ぎ村内定住を促進するための、低所得者向け集合住宅を建設します。
- ・既存公営住宅の曲坂住宅・フラットハイムにI・Uターン者が入居する場合は、「東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」と同等の優遇策分を助成します。
- ・耐震化による公営住宅の安全を図る観点から、若鮎荘・五加荘3・4号棟・中根荘・中学校校長住宅の取壊しを行います。
- ・住宅建設希望者や定住希望者のために、村有地の分譲や空き家の所有権・使用権移転の支援を行います。

主要事業

*ハード事業

- ・東白川村定住促進住宅二期建設事業
- ・東白川村低所得者用住宅建設事業
- ・若鮎荘・五加荘3・4号棟・中根荘・中学校校長住宅解体事業

*ソフト事業

- ・東白川村定住促進助成金
- ・公営住宅定住促進助成事業

想定される特定財源

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2節 生活環境

第6項 公園整備

施策の目標

既設の公園の維持管理と中川原公園の駐車場整備により、利用者の増加を図り、地域活性化につなげます。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

生活が多様化し、都市住民との交流も増え、村の自然は農業や林業を営む人の生産活動の場だけではなくてきた今、多くの人々が生活のリフレッシュのための場として、自然を求めるようになってきました。そのような視点の中から「東白川村全域公園化構想」が生まれました。

その構想に沿って、「白川瀬音公園、鮎ヶ瀬公園、五介の滝公園、中川原水辺公園、はなのき公園、つちのこ公園、白川清流公園(白川茶屋周辺)、東白川お茶公園(宮代オートキャンプ場)」の8つの公園を整備しました。

しかし、中川原水辺公園の駐車場が狭く、イベント等に支障があるため、拡大が急務となっています。

その対策

- ・中川原公園の駐車場を整備し、利用者の増加を図ります。
- ・既設の公園の維持管理。

主要事業

- *ハード事業
 - ・中川原水辺公園駐車場整備
- *ソフト事業

想定される特定財源

- ・社会資本基盤整備交付金

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第3節 安全確保

基本方針

豊かな自然環境が東濃ひのき、白川茶などの有名ブランドを育み、水道、下水や主要地方道等のインフラ整備により、村民の生活環境が豊かになりました、夏には多くの観光客が訪れるようになりました。

本村があらゆる分野で更なる発展を遂げていくためには、このような自然環境や生活環境を将来にわたり守り続けることはもちろんですが、今後村民や将来の U ターンや I ターン者が安全で安心して暮らすことができ、また、観光客が安心して滞在出来るよう、以下のとおり基本方針を掲げます。

1 村民一人ひとりの防災意識の高揚

安全で安心なむらの実現のためには、まず村民一人ひとりが防災意識を持つことが重要であることから、防災意識の高揚を図ります。

2 防犯活動の拡大

安全で安心なむらの実現のため、警察や防犯組織の連携を密にし、近年多発する生活弱者を狙った犯罪阻止など防犯教育や防犯活動の拡大を図ります。

3 安心して生活出来るための公共工事の推進

村民の生命と財産を守るための公共事業は、積極的に事業実施の推進を図ります。

基本方針に至った背景

最近の社会情勢をみますと、急激な社会経済状況の変化に伴い、全国的に犯罪が増加し、その内容も多様化、凶悪化の一途を辿るなど治安の悪化が大変顕著になっています。

また、今年7月に発生した梅雨前線豪雨では、近隣市町では尊い命が奪われています、村内各地で農林地や公共物に多大な被害が発生し、同時に避難勧告の適切な指示や村民への伝達方法など多くの課題を残しました。

以前には予想されなかった生活を脅かす犯罪や自然災害の驚異は憂慮すべき状況となっています。

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第3節 安全確保

第1項 消防防災

施策の目標

火災や自然災害に対しての地域住民の防災意識向上と防災装備の充実を図り、あわせて自主防災組織の育成や常備消防と消防団の連携による体制の強化を図ります。

また、国民保護法に基づく武力攻撃等に対する住民の安全対策に取り組みます。

人口対策の分類

転入増加戦略（Uターン） 転出抑制戦略

現況と問題点

消防団では、多様な災害に対応するため、活動拠点施設として、村内5箇所のコミュニティ消防センターを整備し、併せて小型動力ポンプ付き積載車や消防ポンプ自動車を更新し、また、各種訓練や予防査察など通して、地域住民との連携の要となるリーダーを担ってきました。しかし、過疎化や少子化による若者の減少により消防団員は減少傾向にあり、長期間による夜間操法訓練は団員を守る家庭に大きな負担を掛けています。

また、弾道ミサイルやテロ行為など国民の生命財産を奪いかねない有事に対しては、村民に瞬時に情報を伝達するための手段として、CATV に連結した全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備します。

一方で、大災害下での施設の損壊も予想されることから、同報系無線等の一斉伝達施設の整備、避難所の耐震強化や避難者生活に支障を来さないための支援など、検討する必要があります。

また、災害対策を迅速に全村民が「自助、共助、公助」の共通認識とともに、自力で避難出来ない高齢者、障がい者などの要援護者に対する援護対策が必要です。

その対策

消防団員及び家族の負担軽減策として訓練時間や訓練方法の見直しや家族に対する支援を検討します。また、減少する団員確保対策は、村の生命・財産の安全確保の根幹を揺るがす恐れがあり、人口増加対策と伴に団員確保対策について、他市町村の事例を参考に研究していきます。

また、消防団OBからなる消防協力隊や自治会毎に組織される自主防災会は、初期消火活動や自主避難誘導等に大きな力になることを踏まえ、活動に対しての助成や初期消火設備・資機材の整備、修繕等を検討してまいります。

主要事業

*ハード事業

- ・3部自動車ポンプ(平成8年度導入)更新事業
- ・J-ALERT 拡張事業(メール配信システム等)
- ・防災備蓄品整備
- ・平用水等の初期消火施設の修繕

*ソフト事業

- ・行政防災無線デジタル化調査
- ・消防団員等の支援対策

想定される特定財源

- ・過疎対策事業債

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第3節 安全確保

第2項 防犯

施策の目標

最近、新しい技術や多様な生活様式によって、今までに無い犯罪が多く発生してきています。安全で住みよい村をつくるには、住民一人ひとりが地域を見守る防犯意識を持つことが必要になります。

特に標的となりやすい高齢者や未成年者への防犯意識の啓発に努めるとともに、自主防犯組織の活動支援と強化に努める必要があります。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

近年、インターネットや携帯電話に代表される情報通信網の発展により、中山間地域においても生活様式は格段に変化してきました。また以前のような都市部と山間部における情報の流通スピードについての格差はなくなったといっても過言ではありません。

こうした背景から、以前では考えられなかった凶悪犯罪や事故が発生しています。

幸い本村では大きな犯罪事故には至っていないが、社会情勢の変化から都市部と同等の防犯体制、防犯意識の高揚が必要であります。

その対策

- ・防犯意識の啓発
- ・未成年者・高齢者への防犯教育
- ・自主防犯組織の活動支援と強化
- ・幼児・児童に対する不審者の対応
- ・消費者向け犯罪の防犯対策

主要事業

- *ハード事業
 - ・防犯灯の設置
- *ソフト事業
 - ・高齢者、未成年者が対象となる犯罪を未然に防止する体制整備
 - ・警察や地域安全指導員の効果的な活用
 - ・失われがちな地域コミュニティの活性化

想定される特定財源

- ・コミュニティ助成
- ・国庫補助金

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第3節 安全確保

第3項 治山治水

施策の目標

治山砂防事業により、村民の安全な生活環境を守るとともに、日々変わりつつある山林、農地等の環境に則した防災意識の高揚を図り、地域に密着した警戒態勢及び避難体制を構築します。また、山林の機能を守ることが、治山治水、砂防の根源だと考え、森林組合が中心となって作業道、管理歩道の整備を行い、森林を守るための保育作業を進めており、治山治水、砂防事業の進展に寄与しています。しかしながら、この作業道、管理歩道の整備が小さな溪流へ水を集める機能を有することから森林整備については、山林管理者、施業施行者、溪流の管理者が一体となった感覚をもち合わせる必要があります。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

- ・本村の90%以上を占める山林は数多くの小溪流を有し、谷川をつくりやがて一級河川白川へと注いでいます。これらの流れは、これらの小さな流れは、ひとたび豪雨に見舞われると見違えるほどの濁流となり土石流を誘発し下流域へ大きな被害を及ぼします。この事は、昭和43年8月17日のいわゆる「8.17豪雨」が代表的なものといえます。8.17豪雨以降多くの治山施設、砂防施設が整備されましたが、土砂流出が止められたことにより、河床が下がるという現象が現れました。現在は、土石流のうち大きな転石は食い止めますが、土砂は流化させるというスリット形式のダムが整備されるようになりました。
- ・以前の構造で整備された治山、砂防施設は、いまだ土砂を堆積しつつあり下流の支流河川の河床低下は止まるどころか進展しつつあります。そのため、河床洗掘防止、河床低下防止の整備は進展しなければならない事業といえます。また、急傾斜地崩壊対策防止事業についても工事は、進展しつつありますが、山の荒廃等により、浮石の落下、小崩壊がみられ、まだまだ保全工事の必要が見受けられます。

その対策

急傾斜地崩壊対策事業の進展についても、住民の生命と財産を守る、住民の住みやすさの向上といった重点事項であることは間違いがなく積極的に事業実施を推進します。

また、前記のハード対策を推進するとともに、警戒態勢の整備、避難経路の確立等ソフト面の充実を図ります。

主要事業

*ハード事業

- ・治山：奥地保安林保全緊急対策事業、山地災害総合減災対策治山事業、予防治山事業等
- ・治水：県単緊急土石流対策砂防事業、県単河川維持修繕事業等県営事業
- ・砂防：公共通常砂防事業、県単緊急土石流対策砂防事業、県単砂防維持修繕事業等
- ・急傾斜崩壊対策事業：公共急傾斜地崩壊対策事業、県単急傾斜地崩壊対策事業

*ソフト事業

- ・警戒態勢の整備、避難経路の確立等
- ・農地等の崩壊危険個所の点検

想定される特定財源

- ・社会資本整備交付金

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

基本方針

急速な高齢少子化により、商店や工場の閉鎖や経営者の高齢化、後継者不足による農林地の荒廃が危惧されます。こうした現状を踏まえ、地域経済や集落の活性化を高めていくためには、企業や地域住民、行政が一体になって地域産業の振興を図るため、集落組織再編への推進や、第三セクターへの支援、イベント開催やNPO法人による交流事業促進を図っていきます。

基本方針に至った背景

明治22年町村制施行以来、幾度と無く苦境を乗り越え現在に至っていますが、地方分権の進展とともに地方自治体のむらづくりは、美濃加茂市・加茂郡市町村合併協議会が破綻した平成16年以降は、市町村間における生き残りをかけた知恵比べが行われ、かつて経験のない厳しい時代を迎えています。

特に、厳しい財政状況下での少子高齢化社会への早急な対応など村が自立していくための地域活性化策の重点的取り組みが強く求められており、そうした中で地域産業の振興や定住促進対策が本村の地域課題として再認識され始めています。

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

第1項 地域社会

施策の目標

地域活動が充実したものとなる基盤は、コミュニティ組織の中心に良いリーダーが存在することにあります。住民と行政が今まで以上に相互理解を図り、地域でできることは地域で行えるような地域の自立をめざします。そのためには、地域を支えていく人材の確保と世代の継承に努めます。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

東白川村は、20の集落で構成され、この状態は明治22年町村制施行により東白川村が生まれて以来120年余り変わっていません。また、平地区のような大きな集落と大口、久須見といった小さな集落の格差は大きいですが、山ひだの間に散在する集落は、それぞれまとまった地形単位に構成されており、山や谷といった物理的な条件で他集落と隔てられているものも多く、それぞれの存在が合理的なものとして受け止められています。

しかしながら、近年急速に進展変化した社会構造や生活様式、少子高齢化、個人の価値観の多様化などによって各地でこれら基礎的な地域社会構造が変化していることも否定出来ません。近年は、集落を超えた結びつきが多くなり、集落の壁を越えた活動が活発な集落は、すでに営農組織等が合併されており、将来は集落の合併することが良いのではないかという気運が生まれつつあります。

また、村全体では、空き家対策の問題が出てきています。

その対策

20の集落はそれぞれ、規模や立地条件が違っており、小規模集落はコミュニティそのものを維持することが負担過大になっているケースもあるので、集落間の共同化、隣接集落を合わせた中間的な活動範囲の設定などを試み、負荷分散、広域化を図ることが必要です。集落合併はそこに住む人たち全員の合意が不可欠ですので、合意形成を目指して集落再編の検討を始めます。合意ができたなら、集落の再編を推進して行きます。集落再編に要する費用面での支援も行います。

また、地位活動が自律したものとなることが、これからのむらづくりの最重要課題であることを認識し、自治会長会、自主防災会長、協定集落などを通じて地域リーダーの育成・確保を推進します。

また、地域社会の活動拠点となる集会施設の設置や改修の要望には、一定の基準をもって対応します。

定住促進施策として空き家の活用を図るため、貸しても良いあるいは売っても良いという空き家や土地を調査して、中古住宅や遊休土地の購入に対する助成措置を図ります。

主要事業

*ハード事業

・

*ソフト事業

・

想定される特定財源

・

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

第2項 定住促進

施策の目標

高齢化、若者の流出、出生率の低下、また、毎年人口が減少し過疎化が進むなかで、村の担い手を育成し、誰もが定住を希望する村づくりを目指す上で、I・U ターン者の定住促進や、村内において新たな家庭を築いていただくための環境を整備します。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン) 転出抑制戦略

現況と問題点

本村は、戦後第1次ベビーブーム頃には、3,500人ほどの人口であったものが、現在では、2,700人程に年々減少の一途をたどっている状況です。

これらの要因は、村内に就業先が少ないことや、高等学校が村からの通学圏内に少ないことや、村内で活動する単身者の伴侶との出会いの場が少ないことなどです。

その対策

村外からI・Uターン者の定住促進を図るため住環境・子育て環境整備を図るとともに、単身者の伴侶との出会う機会の向上に努めます。

- ・ 定住促進住宅、低所得者用集合住宅の建設促進
- ・ I・Uターン者が新築・中古住宅購入費、住宅改修費の助成措置
- ・ 保育料の助成措置
- ・ 村営住宅使用料の助成措置
- ・ バス・列車通学の助成措置
- ・ 子育て支援の助成措置
- ・ I・Uターン者等への就労支援部署の新設
- ・ 出会いの場構築活動

主要事業

*ハード事業

- ・ 定住促進住宅建設事業
- ・ 集合住宅建設事業

*ソフト事業

- ・ 東白川定住促進条例の制定
- ・ 結婚促進事業

想定される特定財源

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

第3項 生活習慣

施策の目標

本計画の前期の施策として、「農山村として、独特の生活習慣が伝えられており…」とありますが、近年、本村における生活習慣も昭和時代のような農山村独特の生活習慣から最近の社会情勢を反映された生活習慣に変化している状況であります。

今後は世代・地域に相応しい生活習慣が送れるための施策を各分野において推進できるよう支援をします。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン) 転出抑制戦略 出生増加戦略
長寿増加戦略

現況と問題点

- ・基本的な生活習慣として、小学生にあがるまで 小中学校卒業まで 高校から大学そして大人になるまで 大人としての生活習慣に大別され、本村においては、時代々にあった生活習慣が社会の移り変わりとともに様変わりしている現状であります。いわゆる「田舎の生活習慣」といわれるような独特な生活習慣ではなく、近年の情報社会に左右される多様化した生活習慣が送られている状況です。
- ・風習・しきたり等が若者のUターンや田舎暮らしにあこがれる人のIターンを阻害していることも事実です。

その対策

東白川村における生活習慣について、地域における独特な生活習慣等を生活文化として保存継承できるよう温かく注視する姿勢が望ましいと考えられます。

その反面、近所づきあい、集落行事への参加意欲を妨げる一因となり得る風習・しきたり等を一方的に押しつけないで、良く説明し納得の上で参加して貰う事が大切です。

主要事業

*ハード事業

・

*ソフト事業

・

想定される特定財源

・

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

第4項 男女共同参画

施策の目標

- ・男性女性がそのお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します
- ・できる限り地域の実情にあった「地域らしさ」を有する計画を進めます。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

(少子高齢化)

夫婦一組あたりの出生率は、今まで国の水準をかるうじて上回っていたものの、平成19年、20年と2年続けて水準を下回る結果となっています。

(女性の職業生活)

村の女性の雇用をより拡大するためには、雇用環境、雇用条件の改善も必要になってくるが、地域の根強い風習や考え方の改善も必要だと、考えられます。

小さな子どもをもつ親への支援として、保育所・保育内容(病後児・病中児の保育など)の充実が、女性が安心して働きやすい環境の一步になると考えられます。

(男性の家事や育児への参画)

男性の育児参加を計るには、子どもが誕生する前からパパ教育の場を多くつくるなど男性の育児に対する考え方を改善していくことが必要となってきます。

その対策

(女性の職業生活)

女性の雇用環境、雇用条件の改善のためには、雇用者の理解が大切となってくることからこのための雇用者研修なども行い(育児短時間勤務制度など)啓発活動を進めます。

主要事業

*ハード事業

.

*ソフト事業

.

想定される特定財源

.

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

第5項 第三セクター

施策の目標

(株)ふるさと企画、(有)新世紀工房は特産品の加工販売等により、地域の活性化を目指します。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

昭和61年に設立した「株式会社東白川」は、自動車部品製造の企業誘致の受け皿として村の産業発展と就業拡大に大きく貢献し、その後も住宅提供などの分野で重要な役割を果たしてきました。

また、平成3年に設立した「株式会社ふるさと企画」は、文字どおり村ぐるみの村おこし会社として、地域資源を活用した商品開発や、公共施設の管理受託など、村の活性化対策の推進体として、活躍しています。

平成12年度には、(有)新世紀工房と(株)エコトピアを設立し、前者は茶の再製加工販売を中心に農林産物の販売、農業環境サポート事業に取り組み、道の駅「茶の里東白川」の管理運営にあっています。

後者は人口対策の一環としてIターン者等の定住を支援して来ましたが、平成16年度に(株)東白川に営業権を譲渡しました。

その対策

(株)ふるさと企画は、主力販売品のトマトジュースの原材料確保と販売の増加。次の主力製品の開発と販売並びに、こもれびの里の利用客の増加。

(有)新世紀工房は、道の駅全体の販売施設や加工施設の整備と村内農産物を活用した販売商品の開発・販売及び農業の受委託を引き続き行い、農業生産の維持に努めます。

(株)東白川は、関連企業と連携をとりながら財務の健全化に努めます。

主要事業

*ハード事業

・道の駅の野菜販売施設や加工施設の整備

*ソフト事業

想定される特定財源

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

第6項 NPO法人

施策の目標

今まで以上に、NPO法人に交流事業等をおこなってもらいます。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

従来、村の活性化、自然環境保全等は、行政が主体となって計画・実施を進めてきましたが、平成16年度にNPO法人「つちのこ村」が設立され、山林を主体とした交流や村人会との交流活動が行われています。また、平成20年度にはNPO法人「青空見聞塾」が設立され、オートキャンプ場を拠点として交流活動を促進しています。

これまでの行政の仕組みでは対応できない状況を切り開くものとして、住民の自由で柔軟な発想による営利を目的としない社会貢献活動に大きな期待が寄せられています。

その対策

・NPO法人は、今まで以上に地域活性化推進を図ります。

主要事業

- *ハード事業
 - ・オートキャンプ場の施設維持
- *ソフト事業

想定される特定財源

・

第2章 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4節 地域活性化

第7項 イベント支援

施策の目標

イベントの開催による地域活性化を図ります。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン) 転入増加戦略(Iターン)

現況と問題点

- ・地域活性化の一手法であるイベントの開催は、「つちのこフェスタ」、「フィールグリーン」、「秋フェスタ」、「お松様まつり」の4イベントであります。
- ・つちのこフェスタ等を中川原公園で開催する時、駐車場が狭く、参加者に不便が生じている。
- ・現在、フィールグリーンは商工会青年部が中心となって開催されているが、部員の減少に伴い運営が困難になっています。

その対策

- ・中川原公園の駐車場の拡大等を行い、イベントでの地域活性化を図ります。
- ・各団体を取り込んだ実行組織の設立

主要事業

- *ハード事業
 - ・中川原公園の駐車場の拡大
- *ソフト事業
 - ・イベント支援補助

想定される特定財源

- ・社会資本基盤整備交付金

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

基本方針

すべての村民が、生涯にわたり安心して健康で文化的な生活を営める地域社会、人間性あふれる福祉の村づくりに努めるとともに、福祉の心を育み社会的に立場の弱い人たちを支える風土づくりを東白川村地域福祉計画をもとに進めます。

福祉は行政だけでは満足の行く結果が得られるものではなく、東白川村地域福祉活動計画により、社会福祉協議会を中心に住民の意識と力が集約されることによって行政と民間の連携と協力のもと地域住民が社会福祉活動に参加しやすい環境整備や体制づくりを進めます。

基本方針に至った背景

社会的に立場の弱い人や高齢化による、要援護高齢者が増加しているなか、世帯人員の減少や女性の雇用拡大により家庭での介護能力も低下しています。

今後は、家庭だけで福祉活動に取り組むのではなく、地域住民との連携や協力のもとに福祉や介護に取り組むことが課題です。

そのために、地域住民が社会福祉活動に参加しやすい環境づくりが必要となってきました。

村ではこれからの村づくりのなかで注力すべきこととして、高齢者の生きがい活動の拠点整備と利用しやすい移動手段の確立のため外出支援サービス拡充に、過疎対策活性化交付金を利用した村独自の施策を推進します。

また社会福祉協議会や地域交流会の活動を支援し、それに携わるボランティアの活動をより効果的なものとするために福祉の体制づくりを図ります。

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第1項 社会福祉

施策の目標

急速に進む少子高齢化のなか、地域全体で福祉を考え、支え合える環境づくりを進めます。また自発的な活動として、各地区で定着してきた地域交流会のさらなる支援とその活動に携わる方が「生涯現役」で自らが地域の一員であるという自覚を持っていただける村民性の育成を図ります。

人口対策の分類

長寿増加戦略

現況と問題点

高齢者世帯や独居の高齢者の増加に伴い、孤独化が起因して認知症に移行するケースが今後増えてくることが予想されます。そのため高齢者のいきがい活動の拠点整備や地域交流会の場の拡大やその活動に携わるボランティアの育成を行政と社会福祉協議会が中心となり村民も一体となって支えあう村づくりを推進していくことが課題となります。

その対策

村の中心地に気軽に集まって半日又は1日を過ごせる生きがいサロンを整備します。

外出支援バスの体制強化により、地域の活動をより支援します。

社会福祉協議会の活動支援のため村行政との効果的な連携を強化するとともに、福祉の最前線を担うマンパワーのさらなる充実を図ります。

それぞれの人の技能や特性を生かせるボランティア活動の場の提供と気軽に参加できるシステムの構築によるボランティア組織の育成を進めます。

主要事業

* ハード事業

- ・空き家等を改造してのサロンの整備
- ・外出支援車両の購入

* ソフト事業

- ・ボランティアの育成
- ・高齢者等の活動を支援する民間組織(NPO)の設立と支援
- ・ヘルパーの育成

想定される特定財源

- ・過疎対策活性化交付金

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第2項 子育て支援室

施策の目標

村の未来を託す子ども達が健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていきます

- ・子育てへの意欲や成長を喜ぶ気持ちを共感しあい、子育てへの意欲や自信をふくらませることができ、安定した子育てを推進します。
 - ・子育てが楽しいと感じることが出来るような環境づくりを推進します。
- 保・小・中の連携はもとより、地域全体で子どもを育てる視点に立って、施策を推進します。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

- ・少子化、核家族化といった社会状況の変化や女性の社会進出が進み、共働きや子育てをしながら働く女性が増えてきています。そのため、安心して子育てが出来るような支援などの社会的必要性が高まってきています。
- ・少子化のなか、幼児と一緒に遊ぶ機会の減少、親の過保護 過干渉など育児等における問題が指摘されています。
- ・まわりに相談できる人が少なくなり、子育ての不安から親の愛情が子育てに結びつかない現状がみられます。

その対策

子育て支援策は、親と子どもの育ちの場としての役割・機能を充実することが必要です。また、子どもたちが育つ道筋や生涯を見据えた長期的視野を持って支援をすることも、重要な役割です。そのためには、他機関や保、小、中との連携が大切になります。

(子育て学習会)

- ・子育ての不安を解消する為に、しつけに関する知識や子どもの接し方などを学習する機会を設定します。

(食育活動)

- ・子どもの躰と共に年齢に応じた食に関する正しい知識や習慣を定着させます。
- ・子どもの家庭と地域の連携に加え地域の保健センター、医療機関、学校、また栄養や食生活に関する人材や職種との連携を図りながら取り組みます。

(要保護児童対策地域協議会)

- ・地域の子どもや子育て家庭をめぐる諸問題の発生を早期に予防し、その対応を積極的に推進します。

主要事業

* ハード事業

- ・支援室の全面改修

* ソフト事業

- ・園庭開放事業
- ・一時保育預かり事業
- ・子育て相談事業 / 食育事業
- ・親子支援事業 / 地域支援事業 / 子育てサークル事業

想定される特定財源

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第3項 保育園

施策の目標

「よく食べ・よく遊び・よく眠る」をキーワードとして、村の未来を託す子ども達が健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていきます。

(豊かな人間性を育てる)

- ・思いやりのある子
- ・意欲のある子
- ・健康で生き生きした子

(連携教育の推進)

子育て支援室との連携はもとより、地域、ことばの教室・特別支援学級など他機関との連携、そして小中学校との連携教育を推進します。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

近年の社会環境の変化や、急激な少子高齢化に伴い家庭や地域の子育て機能の低下がみられます。それが、幼児の心や行動に影響を及ぼしています。

(子どもたちをとりまく環境の変化)

- ・自然豊かな村にあっても、少子高齢化、そして三世同居の中でも核家族化現象が感じられる現状があります。地域での異年齢での交流も限られて、仲間との関係の中で体験すべき感動や競い合いが少ないと言えます。
- ・価値観の多様化や、社会状況の変化に伴い、食生活の乱れ、子育てを依存する傾向、そして地域コミュニティの弱まりや地域の間人関係が希薄になっていると言えます。子どもたちは、生活や遊びを通して周囲の様々な人との関わりを広め、体験を重ねていく中で大切にされているという自分の存在に気づきます。人への信頼感を育てていくために、地域や家庭の良き伝統や習慣を大切にしたい援助が必要と言えます。

(遊びを通して育つ発達の個人差)

- ・保育の中では、「意欲に欠ける・創造性が乏しい・遊びを知らない」などの、子どもたちの姿が目立つという現状があります。子どもたちが、人や物、自然など様々な環境の中でそれらとの相互作用によって成長していくためには、長期的な視野を持って見直し、繰り返しながら子ども一人ひとりの発達を援助することが求められています。

その対策

集団生活の中で、幼児一人ひとりの発達に応じ、遊びを通して総合的な指導、援助を行い「生きる力」の基礎を培うよう努めます。

郷土の風習や伝統を受けつぎながら、豊かな自然環境の中で心と健康な体づくりをし、命の尊さや思いやりの心、豊かな感性を育むことを実践します。

(発達段階に応じた保育内容)

- ・子どもたちが、少人数の中にあっても自分の思いを素直に表現し感動でき、身近な環境の中で楽しんで体を動かし意欲的に過ごせるよう、一人ひとりの年齢に応じた援助と指導計画の実践に取り組みます。

(遊びを通して生きる力の基礎を培う保育)

- ・自然に恵まれた地域性を生かし、伸び伸びと体を動かして友だちとの遊びを楽しみ、生活と遊びの中で食に関わる体験をし、世代を超えた交流を行いながら「意欲、協力、発見、感動、発展、挑戦、工夫、思考」などの力を育みます。

(小中学校との連携)

- ・村教育研究会の取り組みを中心として子どもの生活や、発達の連続性を踏まえ、園児と児童の交流、職員同士の交流など情報の共有や相互理解を深め、積極的な連携を図ります。

主要事業

- * ハード事業
 - ・園舎改修
 - ・プール改修
- * ソフト事業
 - ・感性をはぐくむ事業
 - ・食育事業
 - ・休日保育事業
 - ・広域入所保育事業
 - ・特別保育事業
 - ・病児・病後児保育事業

想定される特定財源

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第4項 母子・父子・寡婦福祉

施策の目標

住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活ができる東白川村を目指します。親自身が生活の中で直面する精神的・経済的不安を解消でき自立した生活が出来るように、地域全体で支援をします。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

- ・本村の平成 22 年4月末現在における母子家庭・父子家庭は14世帯ですが、近年の社会情勢を考慮すると、増加する傾向にあり、父子家庭の増加が予想されます。
- ・母子・父子・寡婦家庭は経済的にも不安定で、社会的にも弱い立場におかれがちです。また、就労や日々の生活に追われ、児童の養育、自身や児童の健康管理など様々な面において困難が生じます。

その対策

- ・母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を援助するため、各種貸付金の活用を図ります。
- ・医療費の助成、年金、手当での額の改善等を国、県に対し要望します。
- ・CATV、伝文字等を利用して行政支援策等の情報を提供します。
- ・母子・父子・寡婦家庭の自主自立を支援するため、各事業所に対して就業の斡旋、紹介、雇用の促進を働きかけます。
- ・村営住宅への優先入居等を行ないます。
- ・母子寡婦しらゆりの会の活動を社会福祉協議会と共に支援します。また、未加入の方にも自立した生活が出来るように支援します。
- ・父子家庭の父親で対応できないことについて支援します。

主要事業

*ハード事業

・

*ソフト事業

- ・田口育英金の交付対象者の推薦。
- ・母子・父子家庭中学卒業激励会

想定される特定財源

- ・田口育英金交付（財団法人 田口福寿会）
- ・母子寡婦福祉資金

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第5項 障がい者福祉

施策の目標

本村の障がい者福祉については、平成21年度に策定した「第2期東白川村障がい者福祉計画」に基づき、廃止予定の「障害者自立支援法」並びに制定予定の「総合福祉法」の制度の動向を踏まえながら、東白川村の地域にあったサービスを提供することで障がいのある方の充実した日常生活向上を目的とします。

人口対策の分類

長寿増加戦略

現況と問題点

平成21年度末における障がい者数は、135人で、平成20年度末が147人、その前の年度では150人前後で、比較すると減少傾向にあります。年齢構成では、7割以上が65歳以上で2.5割が18歳～64歳と、高齢者で障がいがある人口構成である。

知的障がい者は16人、精神障がい者が手帳所持者13人、治療を受けるための通院受給者証交付者が11人と精神に障がいがある方が増加傾向にあります。

重度の障がいがある方は、特性にあった施設への入所により日常の生活を送れている状況で、廃止予定の「障害者自立支援法」に基づく障害程度区分認定により必要なサービスを受給されています。

精神障がい者については、程度区分認定が難しくサービス提供を行うためのポジションがはっきりとしないのが現在の問題点であります。今後は、精神障がい者への対応が課題と考えられます。

その対策

身体障がい(児)者については、自立支援を目的に、補装具の給付、日常生活用具の給付・貸与等、「障害者自立支援法」「地域生活支援事業」の制度により日常の生活の充実を図っていきます。

その中でも重度障がい者の方は、身体障がい者入所施設、入所療護施設や知的障がい者入所更生施設や共同生活介護施設、共同生活援助施設等の施設入所によって、日常の生活の充実を図っていきます。

精神障がい者については、相談支援が最も重要な対応であって、家族・地域において精神障がい者の方を理解し、受け入れてあげることが最大の支援となってきます。

また、精神障がい者の方については、社会での一員となるのが難しく一般就労も困難となる傾向にあり、生活が安定しない状況にあります。よって「就労支援継続事業」を積極的に活用することで日常生活の充実と安定を図っていきます。

主要事業

*ハード事業

.

*ソフト事業

- ・障害者自立支援事業(補装具給付事業・施設入所・児童ディサービス)
- ・障害者就労支援事業
- ・通所サービス利用促進事業
- ・地域生活支援事業(相談支援・コミュニケーション支援・日常生活用具給付・身障ディサービス・日中一時支援・移動支援事業)

想定される特定財源

- ・障害者自立支援給付費負担金
- ・地域生活支援事業費補助金
- ・障害程度区分認定等事業費補助金
- ・事業運営円滑化事業費補助金

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第6項 生活保護

施策の目標

本村における生活保護については、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり等、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保護するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるよう支援を進めます。

人口対策の分類

転出抑制戦略 出生増加戦略 長寿増加戦略

現況と問題点

現在、生活保護支給世帯は3件で、対象者は、4人で、扶助の内容としては、生活扶助、住宅扶助、医療扶助を受けられています。

その他に、申請を予定される方が3件で対象者は5人の状況であります。

生活保護の他に困っている方を助けるための制度として社会福祉協議会が窓口となる「生活福祉資金」が制度としてありますが、こちらも利息は低利であるものの、いずれは返済が必要な制度であり、村の雇用情勢等を考えてみても返済可能な生活レベルでない方が増えている状況も伺えます。

村全体の生活水準は低下しており、高齢者に於いては、年金受給額の低下や、日本全体としての雇用の減少により村内の雇用機会の減少は一層厳しい状況にあり、今後さらに生活が逼迫する恐れがあり、これらが不安材料として考えられ、これにより保護世帯が増加することが推測されます。

その対策

生活保護自体は国が認める制度であります。生活が逼迫する原因として考えられることは、雇用の機会減少や年金支給額減少、医療費増による生活の圧迫等が考えられます。

村独自の生活福祉支援策や村の雇用機会の充実に向けて取り組みを積極的に進めることが緊要と考えられます。

主要事業

*ハード事業

.

*ソフト事業

- ・生活扶助:衣食や光熱水費など日常生活に必要な費用。
- ・教育扶助:小・中学校の教育費、学級費、給食費などの費用。
- ・住宅扶助:家賃、地代などに必要な費用。
- ・医療扶助:病気やけがの治療に必要な費用
- ・介護扶助:介護サービスが必要な場所の費用
- ・出産扶助:出産に必要な費用
- ・生業扶助:生業費、高校就学費用や技能習得に必要な費用
- ・葬祭扶助:葬儀に必要な費用

想定される特定財源

.

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第7項 高齢者福祉

施策の目標

高齢者の貴重な体験、知識、能力を活用して、高齢者の社会参加や生きがいづくりに役立て、自立した社会生活が送れるように支援します。

お互いが支えあい、高齢になっても安心して住める東白川村を目指します。

人口対策の分類

長寿増加戦略

現況と問題点

- ・東白川村の高齢化率は平成21年度で約38%を越えて岐阜県ではトップです。平成16年度の高齢化率は33%であることから、今後もこの傾向は続くと予測されます。高齢化が進み、高齢世帯、独居世帯が増え、医療機関への受診、金融機関、役場、お店などへの移動手段の確保が難しくなってきます。交通手段が無いと外出の機会が減り、高齢者の孤立が予測されます。
- ・独居老人が介護状態になり、高齢世帯の老々介護、また、女性の就業率が増え、日中が高齢者だけになり、在宅介護が困難となります。
- ・高齢になり1人になると、不安感が強くなりますが、東白川を離れたくない思いが強くなります。

その対策

- ・高齢者の貴重な体験、知識を活用し社会の一員として能力を活用出来るように支援します。(シルバーいきいき人材センターなど)
- ・生きがいをもち、元気に健康的な生活を送るには、高齢者自身が自主的に様々な活動(地域交流会、老人クラブ活動、軽スポーツ等)に参加出来、活躍できる環境作りが必要です。そのためには、交通手段の確保が重要になります。手軽に利用できる外出支援を構築します。
- ・今後、すでに実施している、ディーサービス、ホームヘルプ事業など、在宅介護の支援活動、または施設介護の更なる充実を図り、ひとり暮らしを余儀なくされた人、心身が虚弱になり、介護を要する状況になった人、老々介護をしている人たちに、あたたかい、潤いのある支援の手を差伸べ、安心して生活を送ることの出来る対策を講じます。
- ・元気な高齢者が利用できるディーサービスを作り、介護状態にならないように支援します。
- ・高齢になり独居になっても、東白川村で生活が出来るように、高齢者専用の住居、また介護保険以外で利用できる共同住居の整備を検討します。

主要事業

*ハード事業

- ・高齢者専用の住居の整備
- ・介護予防的なディーサービスの整備

*ソフト事業

- ・脳活性化教室 / 地域交流会
- ・外出支援サービス / 配食サービス
- ・緊急安全システム

想定される特定財源

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1節 民生福祉

第8項 社会保障

施策の目標

国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、介護保険、国民年金などの各社会保障制度の適正な運営に努めます。

村民、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会の実現のために、各事業会計の健全化を図りながら、制度の円滑な運営を推進します。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

(国保)

国保制度では、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費が年々増加しており、保健事業の推進や医療費の適正化に向けた取り組みがより一層求められています。今後は、医療保険制度の広域化、収納率の向上、医療費の適正化への取り組みに努めていく必要があります。

(後期)

75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は、県内のすべての市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しており、村は被保険者証の送付や保険料の徴収など村民に身近な業務を行っています。しかし、平成20年度からスタートした制度は、制度について国民の理解を十分に得られなかったことから、平成25年度から納得と信頼が得られる新たな医療制度に移行することになっています。

(福祉医療)

村の福祉医療制度として、子ども医療、障害者医療、母子家庭・父子家庭医療の医療費助成事業を岐阜県と一緒に実施しています。さらに村独自施策として、子ども医療は「中学校卒業まで」を対象として事業拡大を図っているところです。全国的な少子高齢化の進行や医療費の増大を背景に、国では、さらに医療制度の見直しが進められていることから、その動向を見極め、村民が安心して医療にかかれる医療保険制度の運営に努める必要があります。

(介護)

介護保険制度については、現在、高齢化が進む中で保険給付費の伸びが予想されています。また、高齢者や家族の生活上の困りごとや介護情報の提供などに関する相談業務も増加し、支援センター機能の充実が求められてきました。今後の介護保険制度の改正に適切な対応を図り、予防介護や生活支援の観点から業務を推進する必要があります。

(国年)

国民年金制度に対する不安や不信の声も聞かれ、年金制度のあり方が、根本から問われています。平成22年1月から、日本年金機構が保険料徴収事務を始めとする国民年金制度を管理運営し、村はその窓口業務として業務協力を図りながら、拡充と強化、広報活動の積極的な推進に努めていく必要があります。

その対策

(国保)

国保保険税の適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化や特定健診・保健指導の充実による健康づくりに取り組むとともに、医療保険制度の安定化に向けて国・県へ要望活動を強めていきます。

(後期)

後期高齢者医療は制度の移行が予定されていることから、地域保険としての一元的運用と国保制度の広域化の問題を含めての議論し、県が主催する広域化等支援方針検討会議

等により協議を重ね、国・県への要望活動を進めることで、制度の移行が円滑に進むよう努めます。

(福祉医療)

福祉医療制度の充実により、子ども、障害者、母子家庭、父子家庭の親子に対して医療費を助成することにより、早期治療を進め疾病の重症化および感染拡大を防止します。また、子育て支援策の一環として医療費の高校生までの拡充について検討を行います。なお、福祉医療費も年々増加傾向にあることから、必要な医療ニーズに対し十分な医療を提供しつつ長期的に持続可能な福祉医療制度への充実をめざして岐阜県と連携しながら検討します。

(介護)

介護保険事業計画の策定により、介護予防の視点から高齢者の心身機能・活動能力等の生活レベルの低下を防止する予防重視型社会システムの構築を進めるとともに、今後の地域密着型サービス基盤の充実や家族介護者に対する支援及び保険給付費の適正化に取り組むよう努めます。

(国年)

国民年金制度では、長期末納による年金受給資格不足を解消するために、日本年金機構の年金事務所の協力を得て、年金相談などを行って未納防止に努め、国民年金制度の理解と被保険者の協力を得るために、積極的な広報活動の推進に努めます。

主要事業

- * ソフト事業
 - ・ 特定検診の受診促進環境整備事業
- * ハード事業

想定される特定財源

- ・ (国庫)

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第2節 保健医療

基本方針

- ・村民ひとり一人の健康づくりを支援し、家庭・地域・行政が一体となり病気の予防対策等総合的に健康の維持増進を図ります。
- ・平成13年に村では「元気な長寿村」を宣言しました。健康な人生を村民が等しく享受するために、超高齢化の山村地域に即応できる診療体制の確立を図ります。
- ・元気な長寿村作りのための施策として、保健、医療、福祉の一体となった体制の中の医療部門として運営を行います。
- ・在宅医療や訪問看護の実施による高齢者の対応や、地域の特性に応じた地域密着型の介護サービスを提供します。

基本方針に至った背景

村は、昭和26年に、議会に諮って「健康な村」を宣言しました。当時の世相は、世界を相手にした戦争の苛酷さと、敗戦後の食料不足などによる極度の窮乏によって命を落とす村民が多く、そういう中で「健康こそ人生最大の幸せ」「健康なくして平和はあり得ない」という実感から生まれた健康宣言でした。

この宣言を実現化するため、小中学校での健康教育、各種検診の率先実施、村営診療所の開設など枚挙にいとまないほど次々と健康施策を打ち出し、その多くは他市町村の先駆けとなるものでした。

このように時代の変化に対応しながら進めてきた、健康づくりの施策は、現在においては「高齢化」と「生活内容の多様化と洋風化」という社会現象に直面し、新しい課題を生みつつあります。

長寿を単なる長寿に止めず「健康な長寿」に進めること、欧風に変化した食生活からくる疾病への対応など、より密度の濃い対策が必要です。

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第2節 保健医療

第1項 健康づくり

施策の目標

村民一人一人のライフステージに応じた健康づくりのため、「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚をはかるとともに、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供し、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。

人口対策の分類

転出抑制戦略 長寿増加戦略

現況と問題点

生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を起因としたがん、脳卒中、心疾患などの生活習慣病が疾病全体で大きな割合を占め、若年期から高齢期まで増加していく傾向にあります。

すべての村民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源としてとらえ、元気に楽しく、安心して安全に暮らすことが出来るように、一人一人が疾病を予防し、健康増進に取り組んでいくことが重要視されています。

「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを、基本に、すべての村民が、運動・栄養・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、充実した人生を送ることができるよう、地域の実情に即した村民の自主的な健康づくりを支援するとともに、若年期からの生活習慣病対策を進め、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションが出来る、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備をはかる必要があります。

その対策

(高齢者保健福祉計画の推進)

(健康づくりの総合的な推進)

- ・「自分の健康は自分で守り、つくる」との健康意識の高揚を図ります。
- ・家庭を基盤とした積極的な健康づくりの実践と習慣化に努めます
- ・地域、グループなど村民が主体の健康づくりの組織の育成支援を行います。

(適正な生活習慣形成の支援)

- ・栄養(食生活)・運動・休養(こころの健康)の大切さを普及啓発します。

(保健事業の充実)

(老人(成人)保健事業の充実)

- ・若年層からの生活習慣病予防対策を推進します
- ・健康診査の受診勧奨に努め、適切な保健指導の実施を図ります
- ・地域の実情に応じた健康教育、健康相談を推進します

(口腔ケアの推進)

- ・ライフステージに応じた歯や、口の健康づくりを推進します

(精神衛生)

- ・「相談対応のスキルアップ」や「具体的なセルフケアの方法を習得するための知識や技術を習得する」ための講習会等を開催し、メンタルヘルスケアの推進をはかります

(健康活動拠点の確保)

- ・村民の健康活動の拠点となる保健福祉センターの適切な運営を図ります

(保健・医療・福祉体制の整備)

- ・病気の予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備に努めます。
- ・保健事業における総合相談を推進し、医療・福祉との有機的連携をはかります。

主要事業

* ハード事業

- ・保健福祉センターの改修
- ・健康情報の一元化

* ソフト事業

- ・各種健診(健診)事業
- ・健康づくり・健康相談事業
- ・メンタルヘルス事業
- ・健康づくり自主グループ育成
- ・人間ドック・検診個人負担金助成事業

想定される特定財源

- ・特定健診・特定保健指導指導負担金
- ・岐阜県健康増進事業費補助金
- ・感染症予防事業費等負担金

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第2節 保健医療

第2項 母子保健

施策の目標

安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるため、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて、母子の健康の確保に努めます。

また、少子化・核家族化等に伴う子育て中の親子の孤立化防止や、子育て中の不安や悩みに対する相談事業を実施し、楽しく子育てができる環境をつくります。

人口対策の分類

転出抑制戦略 出生増加戦略

現況と問題点

- ・本村では昭和43年の設立以来、母子健康センターが存続しています。平成20年度からは、母子健康センターでの分娩の取り扱いを中止しましたが、その後も医師による診察、出産後の療養や乳房ケア、産後の相談は継続しており、母親や家族の不安の軽減に努めています。
- ・妊娠中は心身の状況が目まぐるしく変化しやすいため、妊婦の不安や相談にママルームや妊婦健診を通して個別に対応し、妊娠が正常に経過するよう援助していますが、さらに、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、助産師による自宅訪問を充実していく必要があります。
- ・妊娠・出産には当然経済的負担が伴います。そうした負担を少しでも軽減し、安心して妊娠、出産ができる環境を整えるため、現在村では妊婦健診への助成、出産祝金を支給することで、次代を担う子供の産産を奨励し、児童の健全な発育及び福祉の増進を図っています。
- ・妊娠・出産に伴う健康管理や日常生活全般的な指導と学習の機会の充実をさらに図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して情報提供などを行い、夫婦での学習参加を促していく必要があります。
- ・核家族の増加、外国から嫁いできた人の増加、障がい児をもつ家庭など、育児や家事が困難な家庭があり、そうした家庭への支援が必要です。

その対策

- ・出産祝金を、第一子に対して3万円、第二子には5万円、第三子以降は10万円を支給します。
- ・妊婦健診14回分の助成を行い、妊娠期の母子の健康を守ります。
- ・妊娠期から産後を通して、訪問指導の充実を図ります。
- ・情報提供の場として、ママルームや両親学級・パパ教室を実施します。
- ・子育てヘルパーを必要家庭に派遣し、家事・育児の支援を行います。

主要事業

* ハード事業

・

* ソフト事業

- ・出産祝金
- ・妊婦健診 / 母子健康センターでの療養 / 乳房マッサージ
- ・訪問指導事業 / 相談事業 / ママルーム
- ・両親学級 / 赤ちゃん相談 / 育児学級
- ・乳児健診 / 1歳6ヶ月健診 / 3歳児健診
- ・はみがき教室

想定される特定財源

- ・次世代育成対策交付金

第3章 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第2節 保健医療

第3項 医療確保

施策の目標

健康な人生を村民が等しく享受するため、多様化する生活の変化と、人生80年時代の高齢化社会に対応できる診療環境の整備を目指し、中核病院との連携を強化し医療・介護の確立を図ります。

人口対策の分類

長寿増加戦略

現況と問題点

- ・村は、村営病院を唯一の医療機関として、開設以来、住民の疾病治療、予防対策、健康指導に努めてきたが、全国的な医師不足に伴い平成20年度からは一般病床4床、療養病床15床の診療所に転換を行った。更には国の療養病床再編政策を受け、平成22年5月からは療養病床を介護療養型老人保健施設15床としてスタートしました。
- ・診療所化により、夜間、休日の診察には対応ができず、住民からは不安を訴える声があり不安解消対策の必要があります。

その対策

- ・医療、看護サービスが低下しないように、地域の医療ニーズに合った診療体制及び医療機器の整備に努めます。
- ・地域医療の展開に重要な役割を果たす訪問診療、訪問看護の充実のための車両、携帯用医療機器の整備に努めます。
- ・介護老人保健施設の入所者が在宅復帰を目指す場所として、施設整備の充実を図ることに努めます。
- ・透析患者の増加と高齢化に伴い通院支援サービスの充実を図ります。
- ・夜間、休日の「診療所安心ホットライン」の充実を図り、住民の不安解消等の情報発信に努め、中核病院との病診連携を強化します。

主要事業

*ハード事業

- ・透析支援車両の更新
- ・医療機器の更新
- ・老人保健施設の整備
- ・電子カルテシステムの整備

*ソフト事業

・

想定される特定財源

- ・過疎対策事業債

第4章 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

第1節 教育振興

基本方針

村を愛し、よりよい社会を築くために、生涯をとおして心豊かにたくましく生きる人間性の育成をめざし、元気な育ちと学びの場を、そして楽しい学習・文化・スポーツ活動を推進することにより、こころの「ゆたかさ」のある村づくりを推進します。

仲間とともに楽しい子育てを応援する子育て支援、友達と元気に過ごしながらかに成長できる保育、そして基礎基本の定着を基本とし確かな生きる力を育む小中学校教育を推進することにより、元気な育ちと学びの場を推進します。

誰もが生涯を通して、自ら学んだりスポーツや文化に親しんだりすることができる環境整備をすすめ、ふるさとの歴史や伝統文化を大切にする気風を高め、自分のもつ技能などで地域に積極的に貢献することをすすめることで、楽しい学習・文化・スポーツ活動を推進します。

教育分野が安定していて魅力的なことが、ふるさとの大きな力です。

基本方針に至った背景

生活様式の多様化、核家族化、過疎化、少子高齢社会の到来などによる地域活力の低下や人と人とのふれあう機会の減少によって、地域への「誇り」や「愛着」の喪失が懸念されています。

一方で、さまざまな生活課題に対応した各種の住民活動団体が組織され、活発に活動しています。このような情勢の中にあって教育関係では、「村民の誓い」に示されるように、『先人の遺業に感謝し誇りを持って明るく住みよい村づくりに努力します。』という村民像が大切に受け継がれるよう、更に共通推進三運動として「あかるいあいさつ・履物そろえ、お願いします・ありがとうございます、大人から示そう子どもに良い手本」の地域ぐるみの活動として浸透するよう各方面での展開を図ってきました。

このようなことから、教育振興では、村民一人ひとりが世代に応じた学習や体験、地域社会におけるふれあいや語らいのなかで生涯にわたり「ひと」として成長することができるとともに、こころの「ゆたかさ」のあるむらが求められています。このことを背景に、次代を担う子どもたちが健やかに育つ子育て環境や保育環境の整備のほか学校教育、社会教育、社会体育等、必要な教育環境の整備を行うとともに誰もが生涯を通じて自ら学ぶことのできる環境づくりをすすめます。

また、郷土の歴史や伝統文化の継承とあらたな文化の創造や振興、地域のなかで住み続けたいという思いの育成、人が互いに尊重しあい個性と能力が発揮できる環境づくりをすすめます。

第4章 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

第1節 教育振興

第1項 学校教育(小学校・中学校)

施策の目標

「きたえ・高まり・伸びる」をキーワードとして、確かな学力・ゆたかな心・健やかな体の育成を主軸とし、生きる力を確かに育む活力ある学校運営を推進します。

学校と家庭が緊密に連動し生徒指導と安全管理を更に充実するとともに、相互理解と信頼関係に基づいた安定した学校経営を推進します。

小中学校の連携はもとより、子育て支援室及び保育園との連携教育を推進します。

子どもたちの爽やかな笑顔があふれ、ふるさとの人々が今以上に「この村の小中学校教育を受けさせたい」と思うことができるよう、確かな教育力と安定感のある学校づくりを推進します。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

- ・児童生徒数の減少化のなかにあつて、村の子どもたちは和やかな地域に見守られながら保育園入園から中学校卒業まで、同じ集団の中で成長していきます。比較的、新しい環境への対応や適度で好ましい競い合いそして各種の感動体験が少ないと言えます。
- ・社会範意識や道徳心の希薄化が指摘されるとともに多様化する現代社会にあつては、なおさらに自分を正しく律して生きていく力が必要です。今こそ、その基礎を学校と家庭と地域が連動して確実に育てていくことが求められています。
- ・施設面にあつては、小学校の大規模改造事業や小中学校の情報通信環境整備事業を行ってきたところですが、計画的な維持補修と新学習指導要領に対応した教材・教具の適正な整備が必要です

その対策

(学校経営)

特色・特技・伝統を明確にして取り組むとともに、元気な児童生徒、元気な教職員をモットーに活力ある学校づくりを推進します。

(生きる力と教科指導)

教職員の研修の充実を図り授業力と学級経営力を高め、確かな学力・ゆたかな心・健やかな体の育成を、「きたえ・高まり・伸びる」に徹して取り組みます。

(体験学習等及び進路指導)

各種のふるさと学習、交流活動、研修活動、文化活動を更に充実し、視野を広めたり新たな課題に立ち向かったり、心から感動する機会を設定して、経験と自信に満ちた子どもの育成に努めます。様々な文化活動や職場体験、産業体験などにより郷土を愛する気持ちと確かな職業観を育てます。

(生徒指導)

小中学校期の生徒指導はその間はもとより、その後の進路を豊かに生きていく基礎であるとの認識深め、学校と家庭が緊密に連動して生徒指導と基本的生活習慣の確立を図ります。あらゆる機会をとらえての人権尊重と思いやりの心の育成を推進します。

(特別支援教育)

一人ひとりに応じた支援を展開するとともに、特別支援学校等との連携を密にして就学指導体制の充実を図ります。

(連携教育)

幼児教育及び一貫教育の重要性を基本として、村教育研究会の取り組みを中心とし、

- 子育て支援室・保育園・小学校・中学校の連携教育と一貫性を推進します。
- (安全管理)
- 学校施設の定期的な安全点検を実施し事故防止に努めます。保護者、地域と連動して登下校時等の安全対策を推進するとともに、情報モラルの徹底に努めます。

主要事業

- * ハード事業
 - (小学校)
 - ・体育館床面改修事業
 - ・プール改修事業
 - ・スクールバス更新事業
 - ・教職員用パソコン更新事業
 - ・小学校校庭改修事業
 - (中学校)
 - ・体育館床面改修事業
 - ・校舎等改修事業
 - ・教職員用パソコン更新事業
 - ・中学校校庭改修事業
 - (小中共通)
 - ・食と文化の館(給食センター)調理施設等の更新事業
- * ソフト事業
 - ・感動・感激・夢事業
 - ・登下校方法検討事業
 - ・小学校社会科副読本改訂事業
 - ・室・園・学校支援指導事業
 - ・小学校学習指導要領教師用指導書整備事業
 - ・中学校学習指導要領教師用指導書整備事業

想定される特定財源

- ・へき地児童生徒援助費補助金(スクールバス更新事業)

第4章 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

第1節 教育振興

第2項 社会教育

施策の目標

社会状況の大きな変化に伴い、新たな知識、技能の修得などの社会参加に必要な学習への意欲、また、高齢者の生きがいづくりなど、村民の学習意欲を喚起することが益々必要になってきています。

誰もが学ぶ意欲を高め、家庭、学校、地域がそれぞれの役割の中でつながりを持ち、子どもから高齢者までもが、自主的に学べる場の提供や活動への支援、さらに指導者や団体の育成に努めることにより「生涯この村で暮らしたい」と感じられる社会教育活動の取り組みを推進します。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

(青少年教育)

次代を担う子どもの育成のため、教育夢プラン「Create 東っ子」をより具現化するために、青少年健全育成村民会議とタイアップした事業展開をより一層推進する必要があります。

(家庭教育)

家族のふれあいの減少や教育力低下など、本来家庭が持つ役割が十分に果たされていないことや、また、少子化により異年齢の中での学びができない事もあり、日常生活でしつけや情操を養うことができるよう、保護者一人ひとりが家庭の役割を見つめ直し、子どもを育てていくことが大切です。

(成人教育)

情報の過密化に伴い、さまざまな学習要求がある中で、最もニーズにあった学習プログラムの組み立てが必要です。

また、いつでも、どこでも、だれでもが学習できる場の提供が必要です。

(国際交流)

国際社会の中であって、村民がいかに他国の文化に接する機会を多くつくるかが課題です。

(高校生支援)

村では、平成19年4月から白川高校合併に伴い、通学支援として白川町とタイアップして美濃加茂方面への支援バス運行していますが、他の方面への通学対策や、下宿、アパート代など保護者への経済的な負担が増している現状です。

その対策

(青少年教育)

青少年健全育成村民会議の活動をより強化するとともに、子ども会や少年スポーツクラブ、子ども文化教室それぞれが連携して、子ども応援団活動をより充実できるよう支援します。また、中学生を中心に新たなスタートをしたJLCの活動の場を広げ、子ども会行事のほか、地域の行事に積極的に参加できるよう指導します。

子どもたちを事件、事故などから守るため、村ぐるみで危機感をもって子どもを見守り育てる体制を更に充実し、安全パトロールなど具体的な取り組みを推進します。

(家庭教育)

子どもの基本的な生活習慣や社会性を育むことは、家庭の責任と役割であることを全ての親に理解してもらうための学びの場の充実を図るため、発達段階に応じた出前講座を積極的に展開していきます。

(成人教育)

高度情報化社会に対応すべく、インターネット等を十分に理解し活用できるよう「IT講習」を積極的に進めます。また、気軽に学習できる場の提供として、公民館図書室の充実を図ります。

(国際交流)

国際ボランティアの受入を今後とも継続し、多文化、異文化の情報交流の場を提供します。

(高校生支援)

村は、人口対策と地域活性化の促進を図るため、日常的に東白川村の自宅から高等学校等へ通学する生徒を支援するため、その保護者に対し、補助金を交付します。

主要事業

* ハード事業

- ・村民図書館整備事業(実施設計・本体工事)
- ・公民館講座用パソコン購入事業

* ソフト事業

- ・家庭青少年教育指導員設置事業
- ・放課後子ども教室事業
- ・自宅通学高校生支援事業
- ・国際ボランティア受入事業

想定される特定財源

第4章 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

第1節 教育振興

第3項 文化・芸術

施策の目標

地域に根ざした、村民の生き生きとした文化活動は、村の魅力と活力を高めるばかりでなく、地域に対する誇りと愛着を育むものとして益々重要になっています。

そのため、村民のさまざまな文化活動を支援するため、文化にふれあう場づくりや機会づくりを進めます。

また、歌舞伎など郷土芸能や村の重要な文化財を村民みんなの財産として、理解と愛着意識を高めながら保存・活用を図り、郷土のすばらしさの再認識されるよう努めます。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

伝統文化、芸術を後世に残し伝えつつも、新しく生まれてくる文化・芸術に乗り遅れることのないよう、村民に対し情報や機会の提供が重要と言えます。

村では、文化協会を母体として各種文化・芸術活動が展開されていますが、各サークル会員の高齢化による人員不足から存続が危ぶまれています。

また、文化的遺産の保護、保存については、いかに次世代に伝え、いかに今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え、実践する必要があります。

その対策

- ・はなのき会館を中心に積極的な学習機会の提供と村のマイクロバスを活用し、村民が一流の文化、芸術に触れ、親しむ機会の提供に努めます。
- ・文化協会を中心とした文化サークルの会員掘り起こしを支援しつつ、時代に即した新たな文化サークルづくりを支援します。
- ・現在登録されている文化財の保護・保存に努め、新たな重要な文化的遺産の調査、研究、保存活動に努めます。
- ・古いもの館に展示、保管されている民俗資料のデータベース化、展示場の有効活用と定期的な展示物の並び替えと、施設の維持管理に努めます。
- ・村の伝統行事をいかに子どもたちに伝え、理解してもらうために、子供会の活動や高齢者との交流の場において学習機会を設けます。

主要事業

*ハード事業

- ・はなのき会館改修事業（実施設計、設備改修工事）
- ・古いもの館維持修繕事業（実施設計、設備改修工事）
- ・指定文化財管理事業（岩戸神社記録作成、ハナノキ自生地保全管理）

*ソフト事業

- ・はなのき会館ホール事業（文化講演会・コンサート）
- ・公民館講座事業（お出かけ公民館講座等の実施）
- ・古いもの館民俗資料データベース化事業
- ・伝承芸能団体補助事業（神楽獅子舞保存会）

想定される特定財源

第4章 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

第1節 教育振興

第4項 生涯スポーツ

施策の目標

生涯にわたって健康で明るく充実した生活を送るため、日常生活のなかで気軽にスポーツに親しめるように諸条件を整備し、スポーツの生活化を更に推進します。

人口対策の分類

転出抑制戦略

現況と問題点

- ・関係指導者の活躍により、自主運営による活発な活動が行われています。
- ・学校開放施設は、夜間の使用が過密状態になっています。
- ・どの種目においても指導者育成が課題と言えます。
- ・施設面では、総合運動場の水はけが悪くなっています。

その対策

- (団体・地域におけるスポーツ指導者の養成)
指導者を増やすように資格取得に関する費用を助成する仕組みを設けます。
- (社会体育施設の整備)
施設や備品等の必要な各種整備を行います。
- (総合型地域スポーツクラブ)
全スポーツ団体が参画し連携と調整機能を有した総合型地域スポーツクラブの設立を目指します。

主要事業

- * ハード事業
 - ・総合運動場改修事業(照明、フェンス、管理棟改修(テニスコート含む))
 - ・地域運動場管理棟改修事業(越原、五加)
 - ・東白川小運動場改修事業(照明更新(学校開放施設))
 - ・東白川中運動場改修事業(照明更新(学校開放施設))
- * ソフト事業
 - ・指導者育成事業(指導者資格取得)
 - ・清流国体デモンストレーション・スポーツ行事実施事業(つちのこの里ウォークラリー大会)

想定される特定財源

.

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第1項 公有財産

施策の目標

新公会計制度や指定管理者制度の積極的な導入に取り組むことにより、公有財産の適正な管理運用を行います。

人口対策の分類

現況と問題点

- ・公の施設の管理については平成15年度に、多様化する村民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の節減を図ることを目的に、管理委託制度から指定管理者制度への転換が図られ、現在45施設について、民間団体と協定書を締結しており、一定の効果が得られています。
- ・指定管理制度の更なる有効活用を図るため、協定書の更新時には、管理団体の公募を検討する必要があります。
- ・村が所有する財産を適切に管理するためには、新公会計制度と連携して、固定資産の実体把握と評価を行い、資産の有効的な管理運用を行うことが必要です。

その対策

- ・庁内に指定管理者制度活用研究会を設置し、先進事例などを参考に、同制度の有効な活用方策について調査研究を行います。
- ・公会計制度を導入し、資産の規模を適切に把握するとともに、有形固定資産については、土地台帳、建物台帳の整備と財産評価・更新について、調査研究を行います。

主要事業

*ハード事業

・

*ソフト事業

・

想定される特定財源

・

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第2項 徴税適正

施策の目標

東白川村税務行政において、村税全体の徴税業務の適正化を目指す為、賦課・収納・滞納業務に係る税収の安定を図ることを目的としています。

人口対策の分類

現況と問題点

- ・行政上の問題として、徴収権の消滅時効(地方税法第18条)、延滞金の不適用のほか、滞納者の収納(財産調査・執行停止・差押・不納欠損処分・交渉)に携わる定員不足などがあります。
- ・財産や収入がある者に関して話し合いで解決できるものであれば、その方向で望みたいが、それ以前に支払う意思があるかどうかの問題の場合があり、単に交わす口実だとすれば、強制徴収に踏み切ることもし方ないことを想定しなければなりません。
- ・市町村では人事異動により、税務職員に固定しない性格上、身近すぎる住民への差押や滞納整理の専門業務をスムーズに遂行できないしがらみがあることもひとつの問題となっています。

その対策

- ・現年度・過年度分で徴収嘱託員によって回収できない滞納者については、職員で対応する為、毎月5日に未納者リストを打ち出し、電話催告を行い、毎月30日前後に期限を定めて滞納業務を実施していくことを検討します。
- ・話し合いで解決できず、財産調査を実施した結果、財産や収入のある者に関しては、強制的な措置が必要となる為、公売や換価しにくい不動産よりも、身近な住民の必需品である換価できる物を想定し、自動車(タイヤロック)や大型テレビ・給湯器・冷暖房設備等家電製品に対しての差押を視野に入れることで、村税への充当を検討します。(同時に給与、預金、保険金等の差押も視野に入れます)

主要事業

- *ハード事業
- ・
- *ソフト事業
- ・固定資産税随時システム導入
- ・Ltax 国税連携共同利用型(LGWAN)システム導入

想定される特定財源

- ・普通交付税(地方税電子申告システム運用等委託料)：
- ・徴収取扱費交付金

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第3項 行政改革

施策の目標

地方主権時代に対応した新時代の行政運営に対応するため、単に規模の削減にとどまらず、新たな体制づくりに取り組みます。

人口対策の分類

現況と問題点

- ・村では、昭和60年度に第一次東白川村行政改革大綱を策定し、以後第二次を平成8年度に、第三次を平成12年度に、第四次を平成16年度に策定し、更に平成18年度には、総務省の要請により、集中改革プランを策定し、事務事業の見直しや、行政サービスの向上を主眼に取り組んできた結果、課・係の再編、保育園の統合、病院の診療所化、職員数の削減、など一定の成果を挙げてきました。
- ・集中改革プランは平成22年度で終了しており、新たな第五次行政改革大綱を策定し、長期的な行政改革に取り組む必要があります。
- ・村民から信頼される行政運営を行うためには、行政情報化を連携したより高度な事務システムの導入などの手段を導入し、事務処理の更なる効率化、高度化を図る必要があります。
- ・定型業務については、アウトソーシングなどを検討し、業務の硬直化防止や人件費の抑制を図る必要があります。
- ・情報技術、自治体法務、新公会計など高度化する行政事務に対応するため、高度な専門知識を有する専門職員の育成が必要です。
- ・平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱など、国の地方自治改革に対応できる組織の体制づくりを進める必要があります。

その対策

- ・地方主権時代に対応した新時代の行政運営に対応するため、単に規模の削減にとどまらず、新たな体制づくりを目指した第五次行政改革大綱を策定します。
- ・第五次行政改革大綱を策定するための体制として、内部に行政改革推進本部を設置するとともに、諮問機関として、行政改革推進委員会を設置します。。

主要事業

* ハード事業

・

* ソフト事業

・ 第五次行政改革大綱策定事業

想定される特定財源

・

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第4項 財政健全化

施策の目標

総合計画や行政改革大綱などの計画と連動して、中長期財政計画を策定し、単年度の場当たり的な財政運営でなく、計画的・効果的・効率的な財政の運営に努めます。

人口対策の分類

現況と問題点

- ・むらづくりのために必要な財源の構造は、地方税収入が10%以下と自主財源の乏しい本村では、国県から交付される地方交付税や各種補助金への依存度が大きいため、国県の政策転換が、村財政に大きく影響する財政体質と言えます。・実質公債費比率は、20年度決算で、19.2%であり、県平均10.7%を大きく上回っています。また、早期健全化基準の25.0%は下回っているものの、地方債の発行協議・許可基準の18%を超えており、許可団体として借入制限や公債費負担適正化計画策定義務を負っています。
- ・災害復旧などの不測の財政出動に対応するために運用されている財政調整基金の積立残高は、21年度末現在で480,000千円であり、数年前の積立額1億円以下の危機的状況は脱しましたが、近隣市町村や類似団体の平均を下回っており、今後も体力強化に努める必要があります。
- ・現行の地方公共団体の会計は、現金主義・単式簿記であり、ストック情報が乏しいので、企業会計が採用している発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた財務諸表を作成して財務情報の拡大を図り、行政経営に活かしていく必要があります。

その対策

- ・国県の政策転換により、補助交付金額が急激に圧縮された場合や災害対応にも安定した財政運用ができるよう、通常の事務事業の推進では最小の経費で最大の効果が得られるよう努め、基金積立の更なる増額を目指すとともに、新規事業の財源確保では、今後具体化されると予想される一括交付金や各種補助金交付金を適時に採択が受けられるよう常に国県の動向について情報収集に努めます。
- ・実質公債費比率が高い要因としては、過去に簡易水道事業債や公債費に準ずる債務負担行為で多く借入等を行ったことが要因ですが、公債費負担適正化計画で、適切に管理し、平成24年度までに、15%以下に改善することとし、その後はその水準を維持するように努めます。
- ・21年度決算から、外郭団体を含めた連結ベースの貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務4表を作成し、透明性の向上、説明責任の履行、マネジメント力の向上、資産・債務の適切な管理に努めます。

主要事業

- *ハード事業
- ・
- *ソフト事業
- ・中長期財政計画の策定と公表
- ・公債負担適正化計画の策定と公表

想定される特定財源

・

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第5項 行政情報化

施策の目標

可能な限り、IT関連技術導入前の、慣習による事務形態を排除し、徹底し行政情報化を推進することに、行財政改革に寄与するとともに、職員を定型的な業務から解放し、思考的な業務へシフトさせるよう努力します。

人口対策の分類

現況と問題点

- ・ 市内ネットワークは、OA系と住民情報系を切り分け、個人情報の流出防止に配慮した構造で整備し、サーバ機器や、端末機器を全市一元的に利用できるようになったり、グループウェアの導入によるスケジュール管理、施設予約、回覧連絡などの統合、効率化やデータの共有などに一定の効果があったが、ここ数年は、機能拡張が進まず、現状維持の状態であり、更なる機能拡張や資産の有効活用による業務の高度化、迅速化、効率化が課題となっています。
- ・ 基幹業務システムを取り巻く動向は、ASP/SaaS、クラウドコンピューティングといった、新たな技術が、注目を集めており、技術の進展に伴う整備方針を確立する必要があります。
- ・ 内部に情報通信技術に関する知識を有する職員がいないと、ベンダー等への依存度が高くなり、内部の実情にあった施策を行うことが難しくなります。
- ・ 個人情報の流出などの、情報関連の事故は、その影響は大きく、組織における情報セキュリティ管理能力の低さを露呈するだけでなく、対外的な信用の失墜を招くこととなります。したがって、セキュリティシステムの強化や、職員等に対する情報セキュリティ教育、情報セキュリティ監査を実施する必要があります。

その対策

- ・ 市内 IT 技術有効利用研究会を設置し、グループウェアの有効活用や、既製ソフトを利用した自主開発ソフトウェアの作成などに取り組み、事務の生産性の向上に努めるとともに、専門知識を有する職員の育成に努めます。
- ・ 基幹業務システムの再整備については、岐阜県市町村行政情報センターが提供する総合行政情報システムへ、既存サーバの更新時期にあわせ、移行していきます。
- ・ 情報セキュリティの確保については、システム整備だけに頼るのでは、技術的にも経費的にも限界があるため、職員等に対する情報セキュリティ教育や情報セキュリティ監査を定期的を実施し、組織全体としての、セキュリティ体制を強化します。

主要事業

- * ハード事業
 - ・ 総合行政情報システム導入事業
- * ソフト事業
 - ・ 市内 IT 技術有効利用研究会設置事業
 - ・ 情報セキュリティ教育・情報セキュリティ監査実施事業

想定される特定財源

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第6項 情報公開

施策の目標

情報公開を行政改革の一環として位置づけて、高度な情報公開の内部体制を整備します。

人口対策の分類

現況と問題点

- ・村民が自ら意思を政治や行政に反映させ、政治・行政の運営などを監視し、村政への理解を深めるためには、必要な情報の公開が欠かせません。
- ・情報公開及び個人情報保護条例を機軸に、関連する条例を整備して、村民の要求に的確に対応する必要があります。
- ・情報公開事務を迅速に進めるため、庁内の文書管理システムの構築をはじめ、情報公開に対応した庁内体制の整備が必要です。

その対策

- ・情報公開を行政改革の一環として位置づけて、第五次行政改革大綱の中で情報公開改革を計画します。
- ・先進的な他市町村の事例などを参考に、情報公開にかかる条例の充実を図ります。
- ・行政情報化と連携して、文書管理システムを導入を検討します。

主要事業

- *ハード事業
- ・
- *ソフト事業
- ・

想定される特定財源

・

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第7項 広域行政推進

施策の目標

行政区域を超えた村民ニーズに対応するため、近隣市町村との広域連携を強化します。

人口対策の分類

現況と問題点

- ・平成16年末に美濃加茂市・加茂郡市町村合併協議会が解散し、村は市町村合併を果たすことができず、単独運営を継続して既に5年が経過したが、この間にも高速道路を含めた道路網の発達や高度情報化の進展により、村民の生活圏はますます拡大し、地方公共団体の行政区域を超えた行政ニーズが生じています。
- ・本村には、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村退職手当組合、後期高齢者医療連合、可茂消防事務組合、可茂広域行政事務組合、可茂衛生施設事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、中濃地域農業共済事務組合の八つの一部事務組合があり、近年は、美濃加茂市との定住自立圏構想も協議され、広域連携が着実に進んでいます。
- ・小規模で過疎の本村として、全ての村民ニーズに応えるだけの体力はないため、近隣市町村との連携により、村民満足度の向上を図ることが重要です。

その対策

- ・広域的課題を解決するため、一部事務組合や任意協議会などを活用して、行政区域を超えて連携し、課題の解決に努めます。
- ・美濃加茂市との定住自立圏協議を積極的に進め、行政区域を超えた村民ニーズに対応します。

主要事業

- *ハード事業
- ・
- *ソフト事業
- ・

想定される特定財源

・

第5章 開かれた行政と広域連携をすすめるむらづくり

第8項 地籍調査

施策の目標

地籍調査による山林境界の確定は、村民の財産の確定でもあり必要不可欠な事業といえる。山林境界が可能な時期に村民の協力を得ながら事業推進を行います。

人口対策の分類

転入増加戦略(Uターン)

現況と問題点

現在の地籍調査事業は、下親田、大明神地区を行っており村有林を含め約22km²(23.5%)が終了したが、この進捗率で進むと全村終了には平成64年までかかると推測される。現在70代から80代の世帯代表者は、山林作業の経験者であり所有山林の範囲は明確に知り尽くしている。しかし、次世代の世帯員は、山林作業など経験もなく所有山林がどの地域にあるかもわからない世代である。そのため、世帯代表者が健在なうちに所有者境を明確にしておく必要があり、早期に境界の確認作業を推進する必要があります。

その対策

山林境界の早期確認作業については、現在行われている森林整備地域活動支援交付金による境界の明確化、地籍測量事業による一筆地調査の推進などに加えて、村と森林組合との協力により、森林整備地域活動支援交付金による6団地の協力を得ながら境界の明確化作業を推進し、地籍調査前段かとなるべき事業推進を行います。

主要事業

* ハード事業

(山林境界の明確化)

- ・地籍測量事業による一筆地調査の推進
- ・森林整備地域活動支援交付金による境界の明確化作業の推進

* ソフト事業

- ・過疎対策事業債を活用した村単での境界の明確化作業を推進

想定される特定財源

- ・地籍調査補助金
- ・過疎対策事業債

資料

総合計画への取り組み効果の数値確認表

戦略区分別数値確認

単位:人

番号	項目名	数値区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	転入増加戦略(Uターン)	転入人数	45	50					
	転入増加戦略(Iターン)								
	転出抑制戦略	転出人数	110	97					
	出生増加戦略	出生数	10	11					
	長寿増加戦略	死亡数	39	43					
	合計		94	79					

88

年齢別総人口の数値確認

単位:人

数値区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
15歳未満	326	317					
15歳から64歳まで	1,332	1270					
65歳以上	1,000	992					
合計	2,658	2,579					

*人口数値の説明

岐阜県人口動態統計調査に基づいて算出しており、年度別人口数値は、直近の国勢調査人口を基準人口とし人口の動態を加減した推計人口

村民ニーズ調査実施要領(一般用)

調査趣旨

平成 23～26 年度を期間とする東白川村後期基本計画は、下記の 4 つの柱を基に、人口対策を重点課題として、策定することとしています。

本調査は、「むらづくりの方向性」について、村民のニーズを的確に把握し、より実態に即し、かつ戦略的な計画を策定するための基礎データを取得するために行うものです。

調査の対象

中学校卒業以上で、村内在住の方(1人ずつお答えください。)

(注)中学生の皆さんには、別途、学校を通じて調査をお願いします。)

調査の内容

・第1章:回答者ご自身のことがらについてお聞きする項目 6項目

・第2章:むらづくりについて回答者のお考えをお聞きする項目 4項目

個人情報の保護

このアンケートは、匿名で封筒に入れて提出いただきますので、個人の回答内容はわかりません。

回答方法

アンケート項目にご回答のうえ、家族全員分を返信用封筒に入れて、貴自治会の班長さんへお渡しください。

調査期間

平成 22 年 4 月 19 日～平成 22 年 5 月 14 日(回収日 5 月 17 日)

担当者

東白川村役場総務課内総合計画プロジェクトチーム

責任者:今井俊郎(参事)

リーダー:安江誠(企画財政係長)

TEL:0574-78-3111(内線 230)

村民ニーズ調査(一般)

第1章 あなた自身のことからについて、お聞きします。

質問1 あなたの年齢は、どれに該当しますか。(基準日:H22.4.1)

質問2 あなたの性別は、どちらですか。

項目	男	女	合計	年齢構成	対象者数	回答率
15才以上18才未満(高校生の方など)	12	12	24	1.42%	83	28.9%
18才以上30才未満	60	47	107	6.31%	270	39.6%
30才以上60歳未満	324	343	667	39.33%	875	76.2%
60才以上	403	495	898	52.95%	1,221	73.5%
合計	799	897	1,696	100.00%	2,419	70.1%

質問3 あなたの国籍は、どれに該当しますか。

項目	男	女	合計
日本	792	889	1,681
日本以外	1	5	6
合計	793	894	1,687

70 質問4 あなたは将来(4年後を目処に)も、村に住みづつける予定ですか。

(ひとつだけお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
住み続ける予定	686	761	1,447	1	55	575	816	1,447
転出する予定	14	27	41	8	14	7	12	41
決まっていない	83	86	169	15	36	74	44	169
合計	783	874	1,657	24	105	656	872	1,657

質問4 - 1「質問4で を選択した方」にお聞きします。 を選択した理由は何ですか。

(ふたつ以内でお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
仕事(学校)環境が良いから(または通勤範囲内だから)	165	126	291	0	27	179	85	291
生活環境の利便性が良いから	51	48	99	0	3	18	78	99
自然環境が良いから	273	332	605	1	12	204	388	605
交通の利便性が良いから	12	10	22	1	0	6	15	22
住宅事情が良いから	123	162	285	0	12	81	192	285
合計	624	678	1,302	2	54	488	758	1,302

質問4 - 2「質問4で を選択した方」にお聞きします。 を選択した理由は何ですか。
(ふたつ以内でお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
仕事(学校)環境が悪いから(または、遠距離だから)	14	12	26	7	5	7	7	26
生活環境の利便性が悪いから	9	11	20	2	1	5	12	20
自然環境が悪いから	3	9	12	0	1	2	9	12
交通の利便性が悪いから	7	14	21	3	3	4	11	21
住宅事情が悪いから	2	6	8	0	0	6	2	8
縁故関係の理由から(結婚や町にいる子どものところへ行くなど)	7	16	23	0	8	3	12	23
合計	42	68	110	12	18	27	53	110

質問5: 全員の方にお聞きします。あなた自身が、村で暮らすにあたって、特に必要だと思う村内の公共的施設は何ですか。
(ふたつ以内でお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
農林商工関連施設	181	136	317	4	8	126	179	317
教育・文化関連施設	86	105	191	3	12	87	89	191
スポーツ・レクリエーション関連施設	101	102	203	7	35	88	73	203
観光関連施設	117	87	204	2	18	103	81	204
公営住宅等の居住関連施設	71	70	141	3	17	72	49	141
生活関連の商業施設	334	476	810	12	56	354	388	810
合計	890	976	1,866	31	146	830	859	1,866

質問6: 全員の方にお聞きします。あなた自身が受ける、村内の公共的サービスで、特に必要だと思うものは何ですか。
(ふたつ以内でお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
福祉・医療関連サービス	549	690	1,239	13	62	501	663	1,239
水道・下水道などの生活支援サービス	110	128	238	1	11	116	110	238
村道などの道路の保守サービス	131	94	225	1	21	84	119	225
定期バスなどの公共交通サービス	96	171	267	6	10	76	175	267
CATV・ブロードバンド(高速通信)環境提供サービス	76	45	121	6	24	66	25	121
災害援護	106	112	218	7	13	91	107	218
道路の改良	97	72	169	1	26	75	67	169
合計	1,165	1,312	2,477	35	167	1,009	1,266	2,477

第2章 むらづくりについて、あなたのお考えをお聞きます。

質問7 これからのむらづくりのあり方について、良い形態だと思うものはどれですか。
(ひとつだけお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
行政主導のむらづくり	98	93	191	1	11	57	122	191
民間(地域)主導のむらづくり	196	245	441	9	46	187	199	441
官民協働のむらづくり	367	343	710	12	38	329	331	710
合計	661	681	1,342	22	95	573	652	1,342

質問8 村民ニーズを効率的に、村政に反映させるために有効だと思う方法はどれですか。
(ふたつ以内でお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
地元議員が地域のニーズを把握して、議会活動を通じて反映させる	253	266	519	10	26	200	283	519
自治会長や、各種団体の代表者が村へ要望書を提出する	180	198	378	2	26	142	208	378
村づくり推進協議会を活性化させる	169	133	302	7	24	109	162	302
村民から、むらづくりの提案を受け付けるような仕組みをつくる	328	403	731	11	59	362	299	731
合計	930	1,000	1,930	30	135	813	952	1,930

質問9: 村での暮らしの中で、特に必要だと思う、地域活動は何ですか。(あなた自身の活動の有無は問いません)
(ふたつ以内でお答えください)

項目	男	女	合計	15歳-17歳	18歳-30歳	31歳-60歳	60歳-	合計
自治会やPTA活動	217	196	413	2	14	207	190	413
消防防災活動	122	129	251	2	14	108	127	251
福祉ボランティア活動	320	444	764	9	30	273	452	764
文化・スポーツ活動	99	98	197	3	28	80	86	197
お祭り・イベント活動	159	132	291	11	49	122	109	291
合計	917	999	1,916	27	135	790	964	1,916

質問10: 今後4年間の村づくり方策について提案・提言(自由記載を、集約区分で集計)

集約区分	件数
職場の確保(企業誘致等)	180
出産・子育て・教育	38
若者定住対策・IUターン施策	36
自然活用・農林業活性化	32
公営住宅の充実・宅地斡旋	28
診療所改革	25
高齢者福祉・高齢者の受入	21
商業施設の充実等	19
結婚推進事業	16
地域コミュニティの充実	15
交通や生活の利便性	13
公共料金の引き下げ	10
情報発信の充実	8
村財政改革・公務員改革	7
合併・広域連携	3
議会改革	2
母子センター充実	2

村民ニーズ調査結果(中学生)

質問1 あなたの学年は、どれに該当しますか。(基準日:H22.4.1)

質問2 あなたの性別は、どちらですか。

項目	男	女	合計
3年生	19	10	29
2年生	6	17	23
1年生	9	15	24
合計	34	42	76

質問3 あなたは将来(18歳から22歳時点を目処に)も村に住みたいと思いますか。
(ひとつだけお答えください)

項目	男	女	合計	1年生	2年生	3年生	合計
				7	6	14	27
村外で暮らしたい	6	14	20	9	8	3	20
分からない	13	16	29	8	9	12	29
合計	34	42	76	24	23	29	76

74 質問3 - 1 質問3で と答えた方にお聞きします。 を選んだ理由は何ですか。

(ふたつ以内でお答えください)

項目	男	女	合計	1年生	2年生	3年生	合計
				5	3	10	18
家族が暮らしているから	2	6	8	2	3	3	8
友人が近くにいるから	0	0	0	0	0	0	0
希望の職業が近くにあるから	1	0	1	0	0	1	1
合計	15	12	27	2	0	14	27

質問3 - 2 質問3で と答えた方にお聞きします。将来どの地域に住みたいと思いますか。

(ひとつだけお答えください)

項目	男	女	合計	1年生	2年生	3年生	合計
この村から割りと近い美濃加茂市や中津川市などの都市。	3	6	9	6	3	0	9
東京都心や名古屋市などの国内の大都	3	7	10	3	5	2	10
海外	0	1	1	1	0	0	1
合計	6	14	20	10	8	2	20

質問4 全員の方にお聞きします。あなたは、将来どんな仕事をしたいですか。

(ひとつだけお答えください)

項目	男	女	合計	1年生	2年生	3年生	合計
農林水産業(自営・勤めは問わない)	5	3	8	3	1	4	8
土木や工場などへ勤める仕事	7	0	7	3	1	3	7
事務・経理・コンピュータなどの職種へ勤める仕事	7	6	13	5	4	4	13
福祉・医療・教職員などの現場の仕事	1	8	9	2	5	2	9
飲食・旅館などのサービスの仕事	4	4	8	2	1	5	8
その他	10	21	31	9	11	11	31
合計	34	42	76	24	23	29	76